別紙１

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和７年度の接続料の改定等）

① 令和７年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

② 令和７年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等

③ 実績原価方式に基づく令和７年度の接続料の改定等

④ 長期増分費用方式に基づく令和７年度の接続料の改定等

令和７年１月

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

１．申請者

東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）
　代表取締役社長　　澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）
　代表取締役社長　　北村 亮太

（以下「ＮＴＴ東日本」及び「ＮＴＴ西日本」を「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）

２．申請年月日

令和７年１月17日（金）

３．主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、
① 令和７年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 令和７年度の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等に係る接続料の改定等
③ 実績原価方式に基づく令和７年度の接続料の改定等
④ 長期増分費用方式に基づく令和７年度の接続料の改定等
を行うため、接続約款の変更を行うもの。

４．実施予定期日

認可後、令和７年４月１日（火）より適用

※一部の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）に係る機能等については、令和７年１月１日（水）に遡って適用

接続約款の変更認可申請の全体像

○　今回、実際費用方式（将来原価方式及び実績原価方式）、長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式に基づく令和７年度の接続料の改定等について申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第２項）	接続料規則第３条(※)に基づく許可等	Ｒ５年度　Ｒ６年度　**Ｒ７年度**　Ｒ８年度　Ｒ９年度
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料　等）	・乖離額調整　等	将来原価（３年）
【今次申請】ＮＧＮに係る接続料の改定等 （光ＩＰ電話の接続料、ＩＰｏＥ方式に係る県間接続料　等）	・乖離額調整　等	（県内等）将来原価（３年９ヶ月）→（県内等）将来原価（４年３ヶ月） （県間）将来原価（１年７ヶ月）→（県間）将来原価（４年３ヶ月） （10Gb/sインタフェース）将来原価（５年）→（10Gb/sインタフェース）将来原価（５年）
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費　等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのＧＷルータの利用中止費　等	実績原価　実績原価　実績原価
【今次申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （メタルＩＰ電話の接続料の一部機能　等）	－	LRIC　LRIC　LRIC

接続約款の認可申請に併せて行われる報告	・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

※　接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（３条許可）。

主な変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

ＮＴＴ局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

シングルスター方式

ＮＴＴ局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

※１　シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
※２　主配線盤（ＦＴＭ）の１芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、ＦＴＭに係るコストを、ＦＴＭを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
※３　接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（ＩＮＳネット1500、高速ディジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式

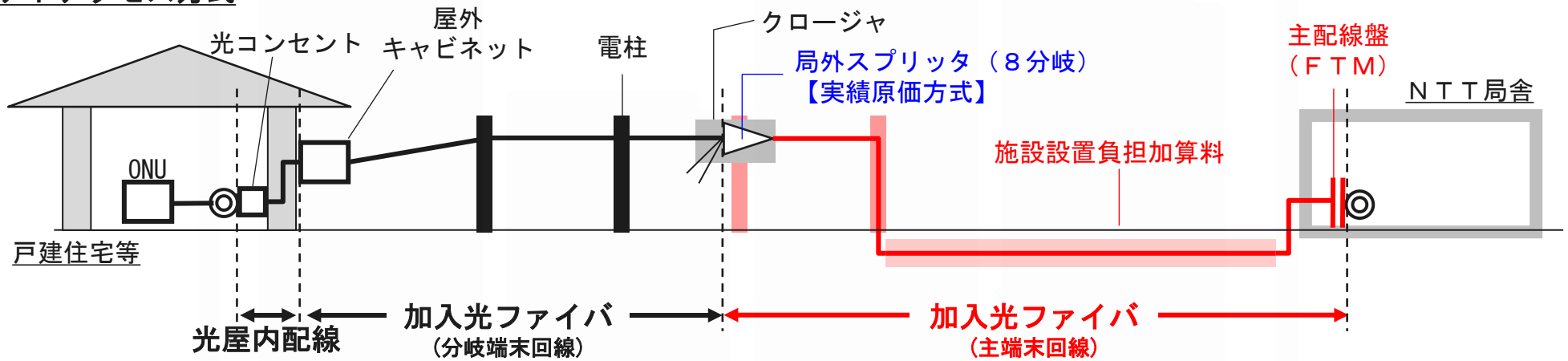

シングルスター方式

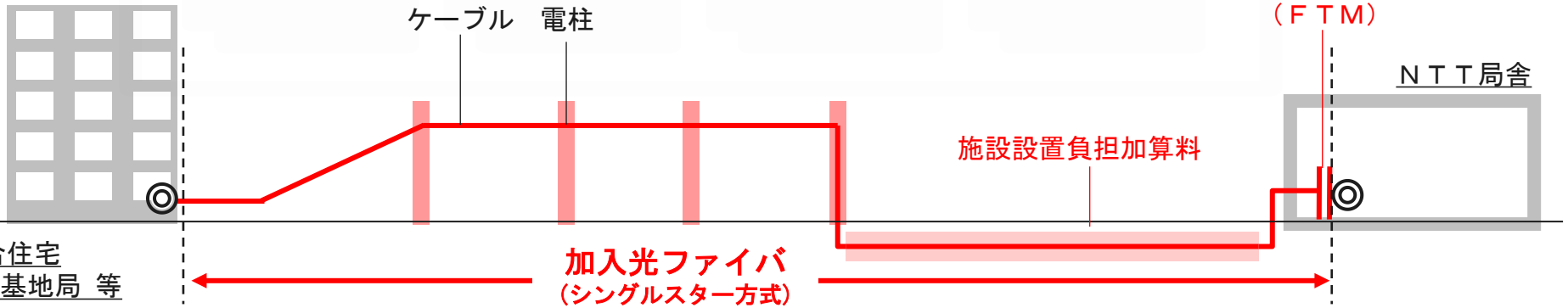

加入光ファイバの接続料の推移

○　加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和５年度の接続料の改定**（令和５年５月26日諮問、７月31日答申・認可）**において、令和５年度から令和７年度までの３年間について**年度ごとのコストと需要を予測して算定する**将来原価方式**（第１号将来原価方式）**により算定され、認可済み**。

○　今回、当該認可済接続料について、３条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和５年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和７年度の適用接続料は、認可済接続料から＋87円～＋121円程度上昇**。

＜主な増加要因（対予測値）＞　【東】設備管理運営費（道路占用料等）＋7億、報酬等＋39億円　　【西】特別損失（能登地震）＋14億円、報酬等＋50億円

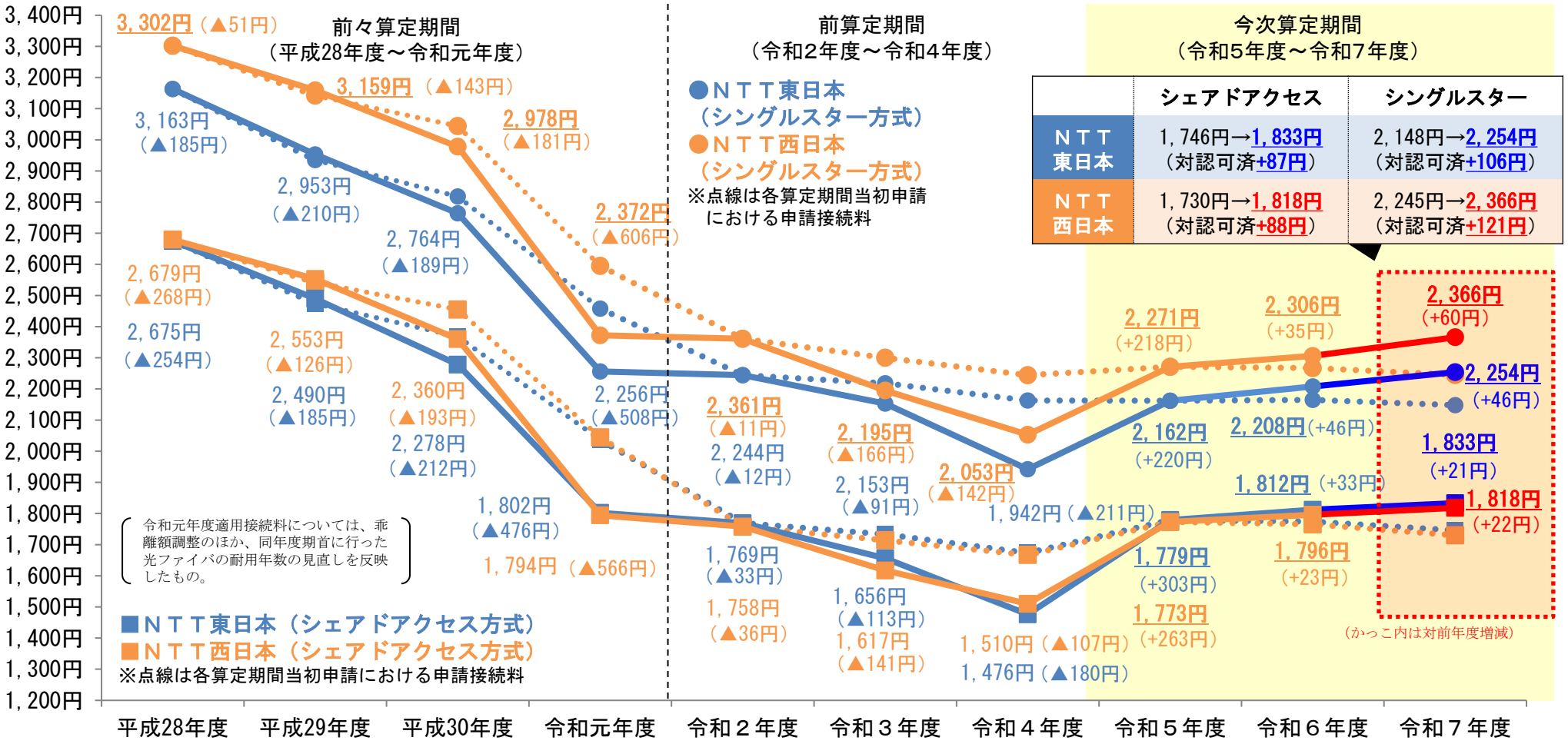

	シェアドアクセス	シングルスター
ＮＴＴ東日本	1,746円→1,833円（対認可済+87円）	2,148円→2,254円（対認可済+106円）
ＮＴＴ西日本	1,730円→1,818円（対認可済+88円）	2,245円→2,366円（対認可済+121円）

加入光ファイバ接続料（将来原価方式）の乖離額調整

○　接続料規則においては、第１号将来原価方式による接続料算定で生じた調整額については０と規定（第12条の２第１項）とされており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない**。

○　しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、３条許可（令和５年７月31日付け総基料第161号）により、（第１号将来原価方式で算定されているものの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。

○　今回、**令和５年度に係る**実績が確定したため、実績収入と実績原価の差額（**実績差額**）**を令和７年度の接続料原価に算入**する旨の３条許可申請が行われている（令和７年１月17日付け東相制第000200000524号及び相制第155500000432号）。

○　令和５年度の実績差額は、予測値と比較して、収入においてはほとんど差分が生じなかったものの、接続料原価において、

・　設備管理運営費については、ＮＴＴ東日本・西日本双方において費用の効率化等による負の差分があった一方で、**ＮＴＴ東日本において東京都内の道路占用料の上昇**等のコストの増加があり、結果として**ＮＴＴ東日本で＋７億円**、**ＮＴＴ西日本で▲19億円**の差分

・　報酬においては、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響により、**ＮＴＴ東日本で＋39億円**、**ＮＴＴ西日本で＋50億円**の差分

が生じており、合計すると、**ＮＴＴ東日本で＋53億円**、**ＮＴＴ西日本で＋47億円**の正の差分が生じている。

○　本乖離額を令和７年度予測芯線数（ＮＴＴ東日本：467万芯線、ＮＴＴ西日本：378万芯線）で除した額が令和７年度接続料に反映される。

		NTT東日本（令和5年度）			NTT西日本（令和5年度）		
		予測値（①）	実績値（②）	増減額（②）-（①）	予測値（①）	実績値（②）	増減額（②）-（①）
接続料原価（億円）		1,048	1,100	52	844	892	48
	設備管理運営費	1,166	1,173	7	1,057	1,038	▲19
	特別損失	0	0	0	0	14	14
	報酬	603	642	39	405	455	50
	控除額	▲704	▲698	6	▲632	▲629	3
	乖離額	▲17	▲17	0	14	14	0
自己資本利益率		5.07%	5.35%	0.28%	5.07%	5.35%	0.28%
	リスクフリーレート	0.09%	0.62%	0.53%	0.09%	0.62%	0.53%
自己資本比率		75.3%	74.5%	▲0.8%	51.8%	53.4%	1.6%
収入（億円）		1,048	1,048	▲1	844	845	1
調整額（接続料原価－収入）**（億円）**		0	53	53	0	47	47
芯線数（万芯）		455	455	0	364	365	1

シェアドアクセス方式に係る接続料（令和7年度申請接続料）

○　**ＮＴＴ東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線から主端末回線まで）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料**は、次のとおり。

○　光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると１収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。

○　例えば、主端末回線に１芯線あたり４ユーザ収容した場合には、ＮＴＴ東日本ではユーザ当たり1,114円、ＮＴＴ西日本では1,228円でＮＴＴ局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。

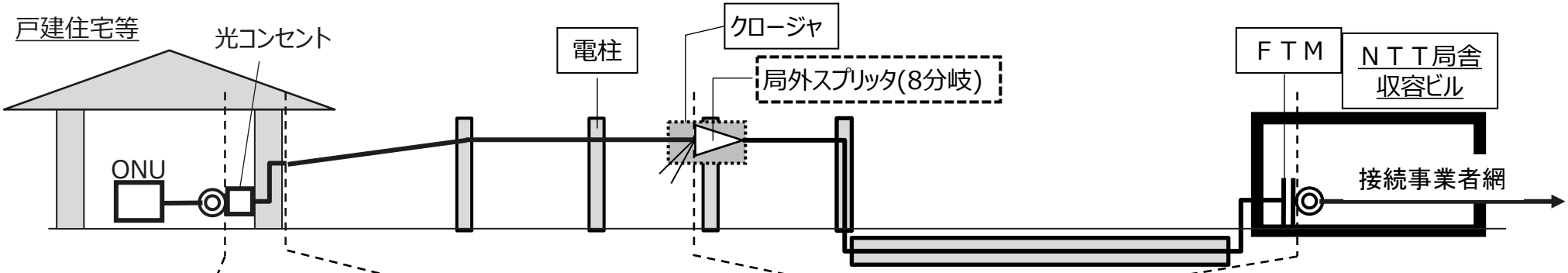

	光屋内配線加算額※２	光信号分岐端末回線※３	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	209円(196円) /分岐端末回線	407円(367円) /分岐端末回線	40円(43円) /分岐端末回線	1,833円(1,812円) /主端末回線
NTT西日本	201円(187円) /分岐端末回線	500円(468円) /分岐端末回線	72円(75円) /分岐端末回線	1,818円(1,796円) /主端末回線

※１　光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※２　光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
※３　ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
※４　令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失を接続料原価に算入した令和７年度接続料。
※５　括弧内は令和６年度適用接続料。

収容数ごとの１収容（ユーザ）あたり接続料

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,489円	1,573円	1,267円	1,114円	1,023円	962円	918円	885円
NTT西日本	2,591円	1,682円	1,379円	1,228円	1,137円	1,076円	1,033円	1000円

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料について

○ NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料は、以下のとおり。

機能名			接続料設定単位	NTT東日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料	NTT東日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料	NTT西日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料	NTT西日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料
端末系ルータ交換機能	1Gbit/sタイプ	下記以外	1装置（収容ルータ）ごと・月額	46.3万円（＋13.8%）	40.7万円	48.0万円（＋11.1%）	43.2万円
		専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置（SNIルータ（IP電話））ごと・月額	49.0.万円（▲17.6%）	59.5万円	33.1万円（▲34.6%）	50.6万円
	10Gbit/sタイプ		1装置（収容ルータ）ごと・月額	99.6万円（＋41.3%）	70.5万円	93.3万円（＋34.2%）	69.5万円
一般収容ルータ優先パケット識別機能	1Gbit/sタイプ 10Gbit/sタイプ	SIPサーバを用いて制御するもの	1chごと・月額	3.01円（＋40.7%）	2.14円	2.41円（＋17.0%）	2.06円
		優先クラスを識別するもの	契約数ごと・月額	2.92円（＋20.2%）	2.43円	2.39円（＋5.3%）	2.27円
		上記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	11,917円（＋44.2%）	8,267円	11,478円（＋37.4%）	8,354円
関門系ルータ交換機能	網終端装置（PPPoE接続）（※）		1装置(網終端装置)ごと・月額	36.1万円（＋49.2%）	24.2万円	53.6万円（＋88.7%）	28.4万円
	ゲートウェイルータ（IPoE接続）		1ポートごと・月額	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照
	ゲートウェイルータ(IP音声接続)		1秒ごと	0.000007753円（▲51.0%）	0.000015833円	0.000010547円（▲42.0%）	0.000018197円
SIPサーバ機能	専ら光IP電話の提供の用に供するもの		1通信ごと	1.24059円（+59.3%）	0.77885円	1.13176円（+67.2%）	0.67708円
	上記以外の場合		1通信ごと	0.46312円（▲40.5%）		0.37153円（▲45.1%）	
SIP信号変換機能			1通信ごと	0.030195円（▲40.6%）	0.050835円	0.030820円（▲48.9%）	0.060322円
番号管理機能			1通信ごと	0.034153円（＋27.0%）	0.026894円	0.034563円（＋4.9%）	0.032936円
ドメイン名管理機能			1通信ごと	0.017413円（▲47.2%）	0.032998円	0.014327円（▲58.4%）	0.034415円
一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ・伝送路	ベストエフォート	1Mbitごと・月額	0.000026010円（▲47.9%）	0.000049946円	0.000030759円（▲57.5%）	0.000072345円
		優先クラス		0.000024938円（▲57.3%）	0.000058437円	0.000022132円（▲73.6%）	0.000083919円
		高優先クラス		0.000032720円（▲47.6%）	0.000062433円	0.000038725円（▲57.2%）	0.000090431円
		最優先クラス		0.000032877円（▲47.8%）	0.000062933円	0.000038848円（▲57.4%）	0.000091155円

（括弧内は前期適用接続料比）

※ 網改造料により負担されているものを除く。
※ 端末系ルータ交換機能（10Gbit/sタイプ）、一般収容局ルータ優先パケット識別機能（10Gbit/sタイプ）は令和2年度～令和6年12月　適用料金。
※ 一般収容ルータ優先パケット識別機能（1Gbit/sタイプ・10Gbit/sタイプ）のうち優先クラスを識別するもの、一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）については、現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料

○ **一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（10Gbit/sタイプ）について、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）と同様の組合せに対応できることとなったことから、新たに設定。**

○ **光IP電話接続機能について**、ＮＴＴ東日本・西日本において前算定期間の適用額と比べて**上昇している主な理由**は、**平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加**したことによるもの。

○ その他の機能については、**収容ルータの更改投資など高速制御部に係る一部コストの増加により、**ＮＴＴ東日本・西日本において、**一般収容ルータ優先パケット識別機能の接続料額が上昇**。**一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）**は、**保守業務等の内部効率化等のコスト削減や需要増加等**により、**前算定期間の適用額と比べて低減**。

■ 法定機能の組合せ

	組合せ適用対象の法定機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続）	端末系ルータ交換機能（SNIルータ（IP電話）以外）、一般収容ルータ優先パケット識別機能（注）、関門系ルータ交換機能（網終端装置（ISP））、一般中継系ルータ交換伝送機能（ベストエフォートクラス）　注：SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外
光IP電話接続機能※1	端末系ルータ交換機能（SNIルータ（IP電話））、一般収容ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの）、SIPサーバ機能（専ら光IP電話の提供の用に供するもの）、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能（最優先クラス・高優先クラス）、関門系ルータ交換機能（ゲートウェイルータ（東西間接続）、ゲートウェイルータ（IP音声接続））

※1　IP通信網県間区間伝送機能を含む。

■ 前算定期間の接続料との比較

			NTT東日本		NTT西日本	
			令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	令和3年度～令和6年12月 適用接続料	令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	令和3年度～令和6年12月 適用接続料
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能〈NTT東日本・西日本のみ〉	1G	1装置ごと・月額	102.0万円（＋6.9%）	95.4万円	101.6万円（＋1.0%）	100.6万円
	10G		192.9万円　－	－	226.7万円　－	－
光IP電話接続機能※2		3分当たり	2.14円（＋56.2%）	1.37円	1.76円（＋20.5%）	1.46円
一般収容ルータ優先パケット識別機能（優先クラスを識別するもの）		1契約ごと・月額	2.92円（＋20.2%）	2.43円	2.39円（＋5.3%）	2.27円
一般中継系ルータ交換伝送機能※3（優先クラス）		1Mbitごと・月額	0.000024938円（▲57.3%）	0.000058437円	0.000022132円（▲73.6%）	0.000083919円

※2　令和3年度～令和6年12月の適用接続料は、光IP電話接続機能の接続料に中継交換機能（3分当たり）とIP通信網県間区間伝送機能（3分当たり）を加算したもの。
令和7年1月～令和10年度の申請接続料は、光IP電話接続機能の接続料にIP通信網県間区間伝送機能（3分当たり）を加算したもの。
※3　接続点のない網内折返し通信は、接続機能にならない。
※4　現行の算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

NGNの県内通信用設備に係る接続料（NGN県内接続料）の概要

○ **NGNについては**、NTT東日本・西日本が提供するFTTHアクセスサービスである**フレッツ光（光サービス卸を含む）**や**ひかり電話**、**優先転送サービス（他社利用分を含む）等のために利用**されている。

○ これまで、令和3年4月～令和6年12月におけるNGNの県内通信用設備に係る接続料の算定については、令和7年1月までの間に固定電話網をPSTN（公衆交換電話網）からIP網に移行することを踏まえて、当該IP接続への切替の開始から完了までの接続料の急激な変動を緩和するため、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、3年9ヶ月の複数年度の将来原価方式により算定が行われた。

○ 今回申請のあった、令和7年以降のNGNの県内通信用設備に係る接続料については、収容局ルータ及びSIPサーバについて保守限界を迎えることから、令和7年から令和10年度頃にかけて当該設備の大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、**4年3ヶ月（令和7年1月～令和11年3月）の複数年度の将来原価方式により算定**。

○ **フレッツ光の契約数**について、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、**NTT東日本は▲3万契約純減、NTT西日本は▲2万契約純減と予測**。

○ **ひかり電話のチャネル数**については、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、**NTT東日本は▲23万契約純減、NTT西日本は▲21万契約純減と予測**。

○ **優先転送サービス**については、令和5年度実績をもとに、令和7年1月以降の需要を**＋2～3千契約と予測**。

○ 投資については、これらの**需要等に対応するために必要となる最小限の設備量**を見込む。施設保全費等については、令和5年度実績をもとに、取得固定資産価額の伸び率に効率化率を加味して算定。効率化率については、**企業努力によるコスト効率化を見込み、▲3%／年と設定**。

■ NGNに係る需要予測

		令和5年度末 実績	令和6年度末 見込み	令和7年度末 予測	令和8年度末 予測	令和9年度末 予測	令和10年度末 予測
東日本	フレッツ光 【万契約】	1,326	1,323	1,320	1,317	1,314	1,311
	（前年度比）	—	（▲3）	（▲3）	（▲3）	（▲3）	（▲3）
	ひかり電話 【万ch】	992	969	945	922	899	875
	（前年度比）	—	（▲23）	（▲23）	（▲23）	（▲23）	（▲23）
	優先転送サービス 【千契約】	18	20	23	25	28	30
	（前年度比）	—	（＋2）	（＋2）	（＋2）	（＋2）	（＋2）
西日本	フレッツ光 【万契約】	1,024	1,022	1,020	1,018	1,016	1,014
	（前年度比）	—	（▲2）	（▲2）	（▲2）	（▲2）	（▲2）
	ひかり電話 【万ch】	858	837	816	794	773	752
	（前年度比）	—	（▲21）	（▲21）	（▲21）	（▲21）	（▲21）
	優先転送サービス 【千契約】	11	14	16	19	21	24
	（前年度比）	—	（＋3）	（＋3）	（＋3）	（＋3）	（＋3）

NGNの県間通信用設備に係る接続料（NGN県間接続料）の概要

○　**ＮＧＮの県間通信用設備については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第70号）**及び関連省令等（いずれも令和５年６月16日施行）**を踏まえ、第一種指定電気通信設備として適正原価・適正利潤の原則に基づき接続料を設定**している。

○　これまで、IPoE接続、IP音声接続、及び優先パケット転送機能に係る県間接続料は、ＮＧＮ県内接続料の算定にあわせて、PSTN網からIP網の移行を踏まえ、接続料規則第８条第２項第２号に基づき、令和６年12月までの複数年度の将来原価方式により算定が行われてきた。

○　今回申請のあった、令和７年以降のＮＧＮの県間通信用設備に係る接続料については、**全国集約ＰＯＩ及びブロックＰＯＩから単県ＰＯＩへの移行等が見込まれていることから、接続料の急激な変動を緩和するため**、接続料規則第８条第２項第２号に基づき、**４年３ヶ月（令和７年４月～令和１１年３月）の複数年度の将来原価方式により算定**。

○　**ＩＰｏＥ接続に係る県間接続料については**、現行の適用料金と比較して
全国集約ＰＯＩで**ＮＴＴ東日本▲9万円**／ポートごと月額（▲1.3%）、**ＮＴＴ西日本▲189万円**／ポートごと月額（▲29.2%）、
ブロックＰＯＩで**ＮＴＴ東日本▲119万円**／ポートごと月額（▲30.9%）、**ＮＴＴ西日本▲143万円**／ポートごと月額（▲26.6%）**の低減**となる。

○　ＩＰ音声接続及び優先パケットに係る県間接続料については、現行の適用料金と比較して
ＩＰ音声接続県間接続は、ＮＴＴ東日本で▲0.00124092円／３分あたり（▲26.0%）、ＮＴＴ西日本で▲0.00053028円／３分あたり（▲12.0%）の低減。
優先パケット県間接続は、ＮＴＴ東日本で▲0.000100758円／１Mbitごと※（▲71.2%）、ＮＴＴ西日本で▲0.000119966円／１Mbitごと（▲92.0%）の低減。

※　ＮＴＴ東日本においては、優先パケット接続に係るトラヒック量の実績が予測を大きく上回ったことから、令和３年４月から令和６年12月において生じた乖離額を算入した場合、マイナスの乖離額が接続料原価を上回り接続料が負の値となるため、当該期間に生じた乖離額を接続事業者と個別精算する旨を接続約款の附則に記載する旨の申請があった。これに伴い、当該個別精算に伴う影響については、令和６年度接続料において行う。

■ IPoE県間接続に係る接続料金

（全国集約POI）		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用期間 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	959	240	914	868	834	779	3635
	需要(ポート数)	10	3	11	10	11	13	48
	接続料金(円/ポート・月)	7,991,667		6,924,242	7,233,333	6,318,182	4,993,590	**6,923,611**※
NTT西日本	コスト(百万円)	1,244	311	1,088	988	956	1,000	4,343
	需要(ポート数)	19	5	19	18	17	19	78
	接続料金(円/ポート・月)	5,456,140		4,771,930	4,574,074	4,686,275	4,385,965	**4,573,718**※

（ブロックPOI）		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用期間 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	3,190	798	2,704	2,248	2,160	1,980	9,890
	需要(ポート数)	69	17	75	71	80	89	332
	接続料金(円/ポート・月)	3,852,657		3,004,444	2,638,498	2,250,000	1,853,933	2,655,371※
NTT西日本	コスト(百万円)	1,480	370	1,376	1,412	1,437	1,467	6,062
	需要(ポート数)	25	6	26	29	31	35	127
	接続料金(円/ポート・月)	4,933,333		4,410,256	4,057,471	3,862,903	3,492,857	**3,946,194**※

※　現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

■ IP音声県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	26	7	23	18	15	12	74
	需要(千時間)	315,417	78,854	316,912	288,836	262,887	238,904	1,186,393
	接続料金(3分当たり)	0.00414		0.00369	0.00315	0.002772	0.002412	**0.003528**※
NTT西日本	コスト(百万円)	24	6	22	19	16	14	77
	需要(千時間)	290,281	72,570	294,985	270,965	248,226	226,808	1,113,554
	接続料金(3分当たり)	0.004086		0.003816	0.003546	0.003258	0.002988	**0.003906**※

■ 優先パケット県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	40	10	34	28	24	20	116
	需要(Tbit)	651,320	162,830	658,747	666,219	673,740	681,312	2,842,849
	接続料金(円/bit当たり)	0.000062151		0.000051401	0.000042343	0.000035667	0.000028841	**0.000040762**
NTT西日本	コスト(百万円)	52	13	45	42	38	35	174
	需要(Tbit)	783,766	195,942	777,788	771,814	765,845	759,880	3,271,269
	接続料金(円/bit当たり)	0.000066385		0.000058101	0.000054210	0.000050075	0.000046284	**0.000010424**※

10Gbit/sインタフェースに対応する設備の接続機能

○ **ＮＴＴ東日本・西日本は、令和２年度４月よりを開始した最大概ね10Gbps のFTTHアクセスサービス※の提供にあたって、10Gbit/sインタフェースに対応した光信号伝送装置・局内４分岐スプリッタを導入したことに伴い**、これら設備に係る**接続料を新たに令和２年度接続料改定の際に、令和２年度から令和６年度までの５年間、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式（第１号将来原価方式）により設定した**。

○ 今回申請のあった改定案における**接続料は、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、５年間（令和７年度～令和11年度）の第１号将来原価方式にて算定**され、併せて、**各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則第３条による許可申請**があった。

※ ＮＴＴ東日本・西日本より「フレッツ 光クロス」として令和２年４月１日（水）よりサービス提供を開始

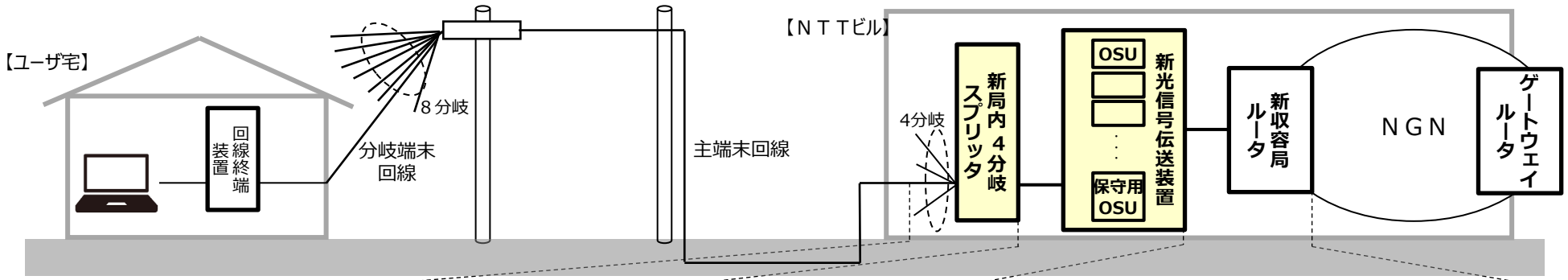

設備		局内4分岐スプリッタ	光信号伝送装置	収容局ルータ	
接続機能（接続約款）		光信号多重分離機能	端末回線伝送機能（光信号伝送装置）	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータ 優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外）
接続料金	設定単位	1局内スプリッタあたり	1光信号伝送装置あたり ＋1OSUあたり	1収容局ルータあたり	1収容局ルータあたり
	料金額（タイプ1-2）	・東日本：419円（423円）/月 ・西日本：408円（415円）/月	・東日本： 80,759円(72,025円)/月[基本部] 10,992円(15,189円)/月[OSU] 12,151円(12,491円)/月[保守用OSU] ・西日本： 77.499円(76,996円)/月[基本部] 10,727円(15,185円)/月[OSU] 11,587円(13,440円)/月[保守用OSU]	・東日本：996,225円（705,208円）/月 ・西日本：933,424円（694,904円）/月	・東日本：11,917円/月 ・西日本：11,478円/月

※ 現行算定期間に応じた乖離額調整後の接続料（端末系ルータ交換機能及び一般収容局ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外）は調整前単金）。
※ 括弧内は令和2年度から令和6年度適用接続料。
※ 収容局ルータについては、NGN県内設備として4年3カ月の第２号長期将来原価方式にて申請（資料10頁参照）。

令和7年度の音声接続料について

○　ＩＰ網への移行後、**組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料とし、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均を行い算出。**

○　**将来原価方式により算定している光IP電話固有設備（③）及び共通設備（④）については、SIPサーバの更改やメディアゲートウェイの廃止等の影響により、NTT西日本と比べてNTT東日本の接続料が上回っている。**

○　**長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備（①）については、NTT東日本と比べてNTT西日本の接続料が上回っている。**

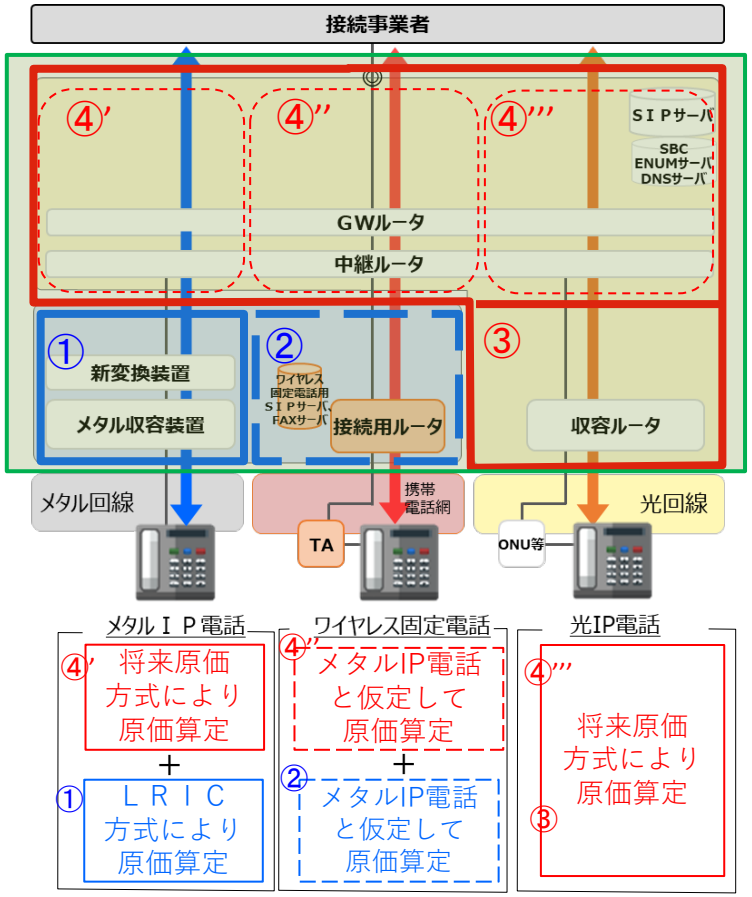

■音声接続料

	単金※	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本:1.61650円/回 西日本:1.35534円/回 東日本:0.0139976円/秒 西日本:0.0140327円/秒	**東日本:4.14円** **西日本:3.88円**

	単金※	3分当たり
光IP電話	東日本:1.97404円/回 西日本:1.67132円/回 東日本:0.0009319円/秒 西日本:0.0004984円/秒	東日本:2.14円 西日本:1.76円

	単金※	3分当たり
メタルIP電話及びワイヤレス固定電話（将来原価方式による算定部分を含む）	東日本:0.54240円/回 西日本:0.44909円/回 東日本:0.0500259円/秒 西日本:0.0500561円/秒	東日本:9.55円 西日本:9.46円 （①のみ 東日本:8.97円 西日本:8.97円）

※現行の算定期間に生じた乖離額等調整後の接続料

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

ドライカッパの接続料の推移

○　ドライカッパ接続料の算定における需要である**メタルサービス**（加入電話・直収電話やＤＳＬサービス等）**に係る回線数は**、光サービス等への需要移行等により**継続的に減少**。

○　今回の改定案における**ドライカッパの令和７年度接続料**について、ＮＴＴ東日本・西日本とも、**費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続**している中で、**令和６年度と比べて上昇**。

（単位：円／回線・月）

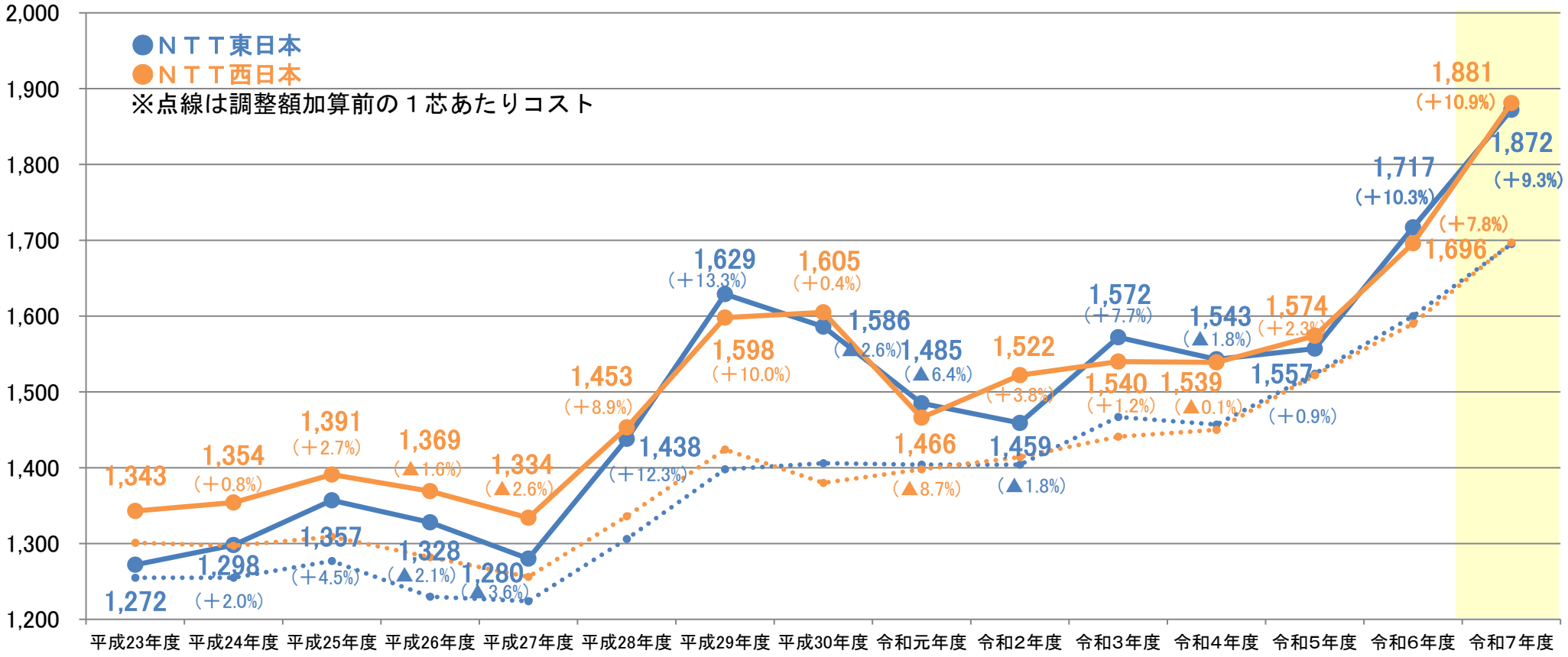

※１　回線管理運営費を含む。
※２　各年度の４月１日時点での適用料金（令和７年度接続料は現在申請中のもの）。
※３　災害特別損失を接続料原価（本資料では報酬（利潤）を含む。以下同じ。）に算入したのは、ＮＴＴ東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料（東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算）、ＮＴＴ西日本の平成30年度の接続料（平成28年熊本地震に起因する災害特別損失）及び令和７年度の接続料（令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失）。

ドライカッパの接続料に係る需要及び原価

○　ドライカッパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカッパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。

○　メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和５年度においては、**令和４年度と比較すると**、

- **需要については、ＮＴＴ東日本で▲６％、ＮＴＴ西日本で▲９％の減少**
- **原価については、ＮＴＴ東日本で▲３％、ＮＴＴ西日本で▲３％の減少**　となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
（ＮＴＴ東日本）

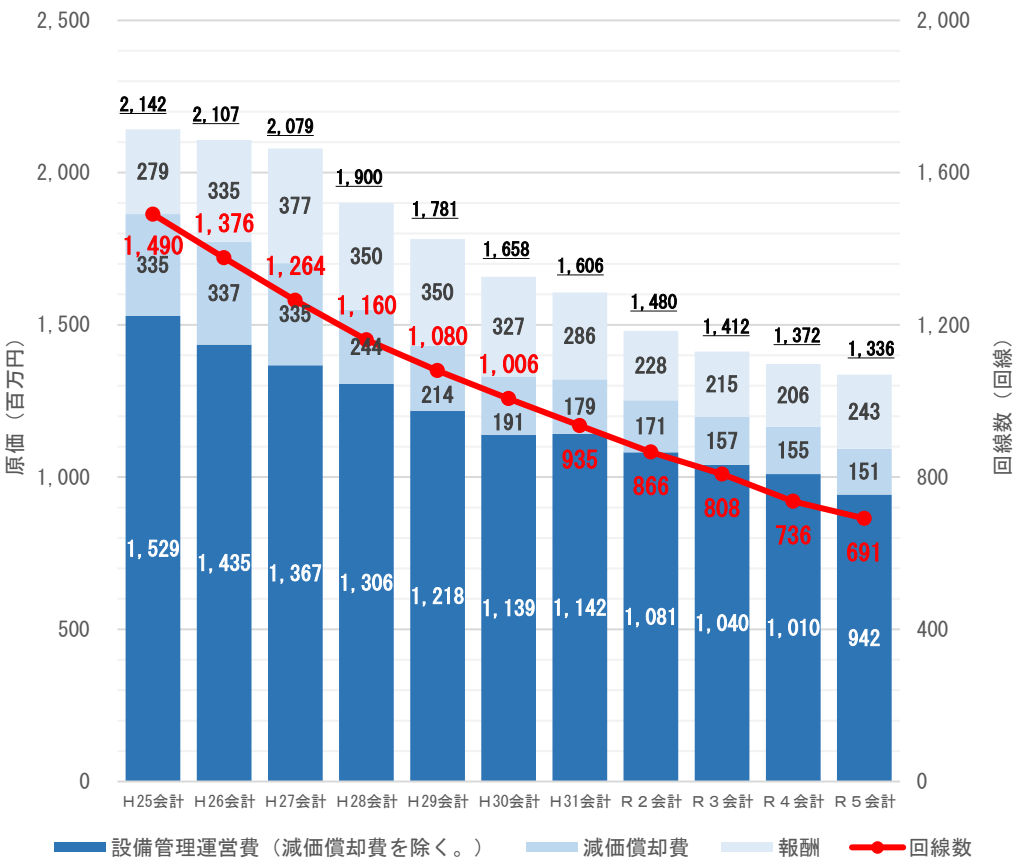

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
（ＮＴＴ西日本）

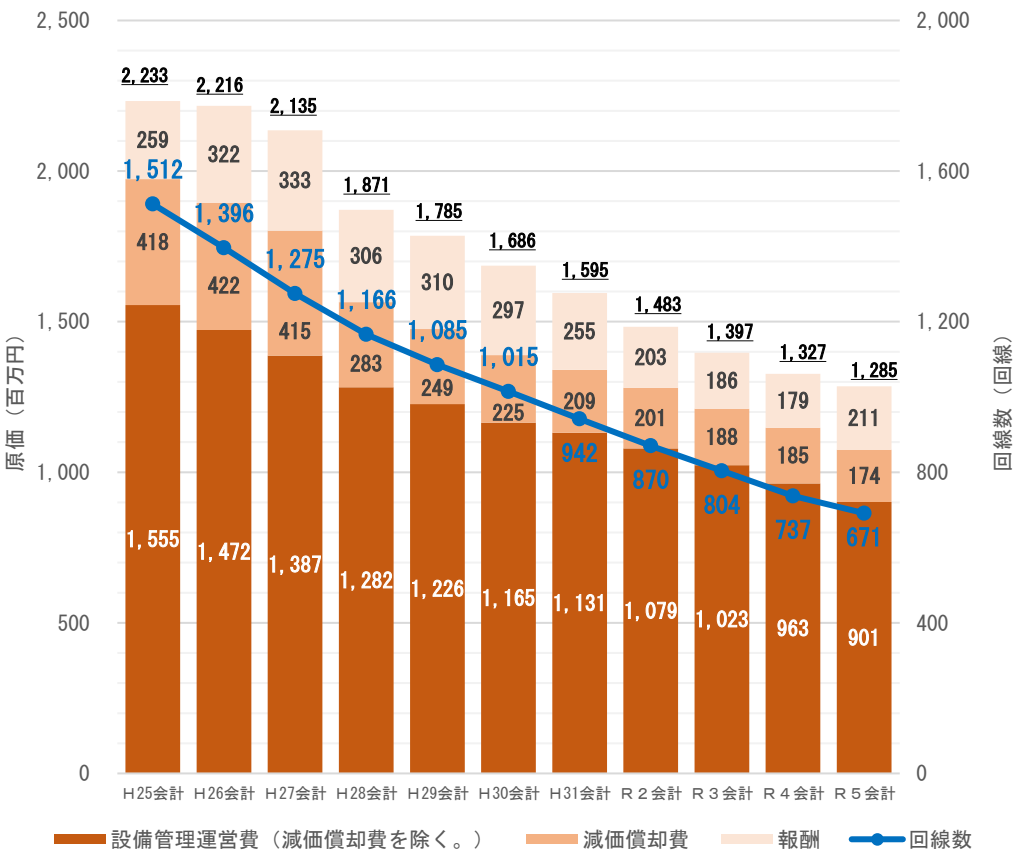

※１　メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外ＲＴ（※２）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外ＲＴ収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外ＲＴ収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカッパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。
※２　遠隔収容装置（ＲＴ：Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

工事費・手続費

○　ＮＴＴ東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。

○　工事費・手続費の算定に用いる**作業単金については**、令和７年度において、人件費の増加等の影響を受けた**労務費単金**（※１）、**管理共通費の増加に伴い、ＮＴＴ東日本・西日本とも上昇**した。

作業単金（ＮＴＴ東日本・平日昼間（※２））

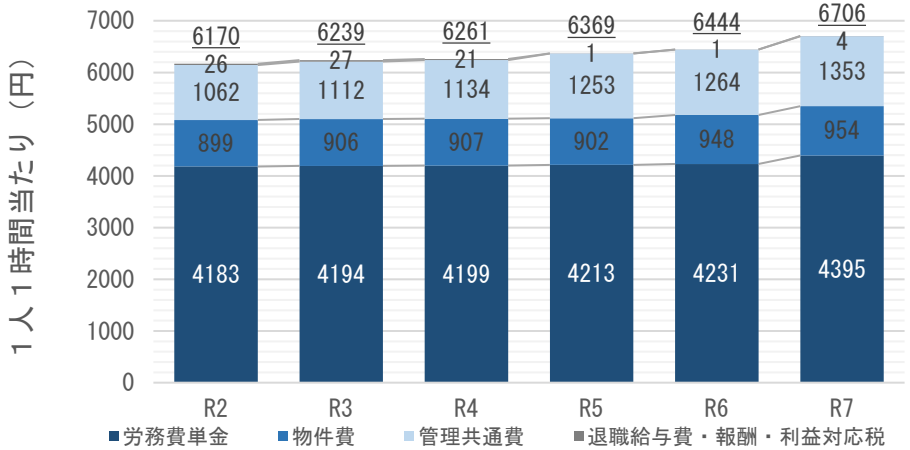

作業単金（ＮＴＴ西日本・平日昼間（※２））

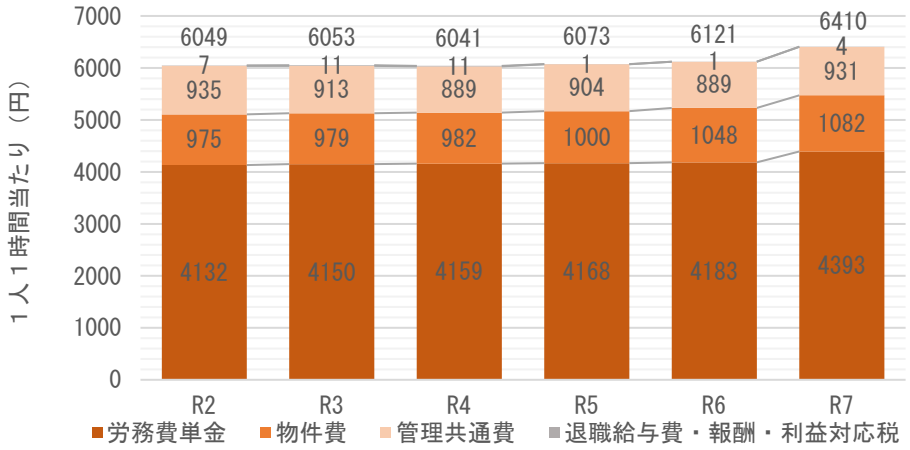

※１　ＮＴＴ東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。

※２　平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にＮＴＴ東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35　平日深夜：0.75　土日祝昼夜間：0.45　土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■　光屋内配線に係る工事費

・　光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響**を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1／3であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、**毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年３月31日付け総基料第63号）。

・　今回、ＮＴＴ東日本・西日本において作業時間を**調査したところ**、その比率は平成26年度と令和６年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。

・　**物品費及び作業単金の上昇**により、ＮＴＴ東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費
（屋内配線を新設する場合）

ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
Ｒ７申請	Ｒ６適用	Ｒ７申請	Ｒ６適用
15,455円（+573円）	14,882円（+326円）	15,001円（+615円）	14,386円（+278円）

（１件あたり。かっこ内は対前年度増減額）

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）

○　固定電話のIP網移行については**令和６年12月に移行を完了**。

○　なお、IP網移行期間中に一部のモバイル事業者（KDDI、ソフトバンク）※とNTT東西の間で認識の齟齬が生じ、IP網移行前にモバイル網において具備していた、緊急通報呼における「切断遅延機能」がIP網移行後に実装されていないことが判明したため、当該モバイル事業者側で機能開発が完了するまで当該モバイル事業者発緊急通報呼について**暫定的にSTM-POIを利用中**（個別に相互接続協定を締結）。

※ドコモは当該機能を実装済であり、既にIP網へ切替済。楽天モバイルは、既にIP網へ切替済であり、今後機能具備すべく開発時期等調整している状況。

- 現在、固定電話発 緊急通報呼は、発信者が通話を切断しようとした場合でも、「自動呼び返し」等の方式により、通話を継続できるようになっています。
- **モバイル発 緊急通報呼は、コールバックする方式**（通話切断後、指令台から発信者番号に対してコールバックする方式）を採用していますが、非通知呼の場合でもコールバックできるようにするため、**指令台側から強制的に発信者番号を取得する機能が具備**されています。
- 発信者番号の強制取得は、通話中のみ可能であるため、通話時間が短い場合等、通話中に発信者番号を取得できないケースに備え、**発信者が電話を切断した後も一定時間切断を遅延させる「切断遅延機能」がモバイル事業者網に具備**されています（**その間に指令台にて発信者番号を取得**）。

■モバイル発緊急通報呼における「切断遅延機能」の仕組み（発信者番号非通知呼※の場合）

※発信者番号通知呼はナンバーディスプレイで番号取得（＝切断遅延機能は不要）

2

（情報通信審議会　電話網移行円滑化委員会（第43回R6.9.26）NTT説明資料から抜粋）

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

接続料規則第３条に基づく許可申請等の概要①

※項番1,2,4,5については、一般法定機能を組み合わせた適用機能の単位で乖離額の調整を行うものを含む。

１．接続料規則第３条に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	組合せ適用機能（組合せ適用対象となる一般法定機能）に係る調整額の取り扱いについて	継続	光IP電話接続機能及び一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能について、前期算定期間(令和３年４月～令和６年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和６年４月から同年12月は見込み値の差額
2		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
3	廃止機能に係る調整額の扱い	継続	特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能において令和３年４月～令和５年12月の間に生じた実績原価及び調整額と実績収入との差額を、後継機能である一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料原価に算入すること
4	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能のうち10Git/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するものを除く)のうち10Git/s タイプに係る機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和２年度～令和６年度)における実績収入と実績原価の差額※を、第２号長期将来原価方式で算定する当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和６年４月から同年12月は見込み値の差額
5		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
6	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Git/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Git/s タイプに係る機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和２年度～令和６年度)における実績収入と実績原価の差額※を、同方式で算定する当期算定期間(令和７年度～令和11年年度)の接続料原価に算入すること ※令和６年度は見込み乖離額
7		継続	当該機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間における令和６年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び同方式で算定する当期算定期間(令和７年度～令和11年年度)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和12年度以降)の接続料原価に算入すること
8	一般県間中継系ルータ交換伝送機能に係る調整額の扱い	継続	一般県間中継系ルータ交換伝送機能（県間優先転送接続機能及び県間IP音声接続機能に係る機能に限る）について、前期算定期間(令和３年４月～令和６年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に算入すること ※令和６年４月から同年12月は見込み値の差額
9		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に算入すること
１０	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和５年度の乖離額の調整）	継続	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、令和５年度の収入と原価の差額に係る見込値と実績値の差額を、令和７年度の接続料原価に算入することを求めるもの
１１	固定電話のIP網移行に伴う旧PSTN設備の除却費の扱い	継続	固定電話のIP網への移行に伴い不要となる設備の除却損・撤去費について、後継機能である光IP電話接続機能・メタルIP電話接続機能の接続料原価に適用機能ごとに加算すること
１２	令和５年度能登半島地震に伴う災害特別損失の扱い【ＮＴＴ西日本のみ】	新規	今回申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第二（損益計算書）の問区別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することを求めるもの。
１３	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【ＮＴＴ東日本のみ】	継続	通信路設定伝送機能（高速ディジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和５年度の実績需要が０となり、令和７年度接続料が算定できないため、令和６年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。
１４	特設公衆電話に係る費用の扱い	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
１５	ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い	継続	ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能は、総務省令に基づきメタルIP電話接続機能と仮定して接続料を算定するため、接続約款の料金表に接続料を規定しないこと。

２．電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）附則第６項に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第４条の表５の項に規定する関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

能登半島地震に伴う特別損失の扱いについて

○　ＮＴＴ西日本においては、能登半島地震に伴う災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することについて、３条許可申請が行われている。

■ NTT西日本からの許可申請内容（抜粋）

１２．接続料規則第７条（原価算定に用いる資産及び費用）関連

申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

２０２３年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営にあたって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定にあたっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため。

2025年度に適用する接続料申請に用いる設備区分別費用

（単位：百万円）

	電気通信事業	管理部門	NGN・ひかり電話網	端末系伝送路（メタル）	主配線盤（メタル）	端末系伝送路（光）	主配線盤（光）	通話料対応設備（LRIC）	データ系設備	番号案内設備	公衆電話設備	専用線設備	網改造料等	利用部門
営業費用（①）	1,015,823	475,531	94,239	111,551	3,698	103,375	2,225	55,750	29,192	1,738	3,784	12,898	57,062	540,292
特別損失（②）	3,962	3,588	271	1,160	49	1,379	10	321	107	1	0	76	213	374
合計（①＋②）	1,019,785	479,119	94,509	112,711	3,747	104,754	2,236	56,091	29,299	1,739	3,784	12,974	52,275	540,666

その他の変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

分岐端末回線の接続料

○　分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。

○　加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**１回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

接続料 ＝ 分岐端末回線の創設費（※１）÷ 耐用年数 ＋ 分岐端末回線の創設費 × 設備管理運営費比率（※２）　引込線コスト

＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３）÷ 耐用年数 ＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３）× 設備管理運営費比率　電柱コスト

（減価償却費相当）　（保守運営費相当）

＋ 利潤（他人資本費用、自己資本費用、利益対応税）（※４）　＋　調整額

○　令和７年度においては、設備管理運営費比率の上昇や電柱の取得固定資産価額の上昇により、**ＮＴＴ東日本で＋40円の増**、**ＮＴＴ西日本で＋33円の増**。

○　なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※５）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和５年度実績値）は、**ＮＴＴ東日本で0.3%、ＮＴＴ西日本で0.5%**となっている。

※１　減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、ＮＴＴ東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。
※２　網改造料の算定式においては、除却費を個別に支払うものとそれ以外で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ除却費を個別に支払う場合以外の比率を用いている。
※３　引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。
※４　自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。
※５　単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

ＮＴＴ東日本（円／回線・月）

	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７申請
１回線あたりコスト	383	373	345	360	376
調整額	▲ 28	▲ 44	▲ 18	7	31
分岐端末回線接続料	**355**	**329**	**327**	**367**	**407**

ＮＴＴ西日本（円／回線・月）

	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７申請
１回線あたりコスト	485	467	455	458	477
調整額	▲ 23	▲ 54	▲ 12	8	22
分岐端末回線接続料	**462**	**413**	**443**	**466**	**499**

分岐端末回線の接続料（原価構造）

■ 創設費（引込線）

ＮＴＴ東日本

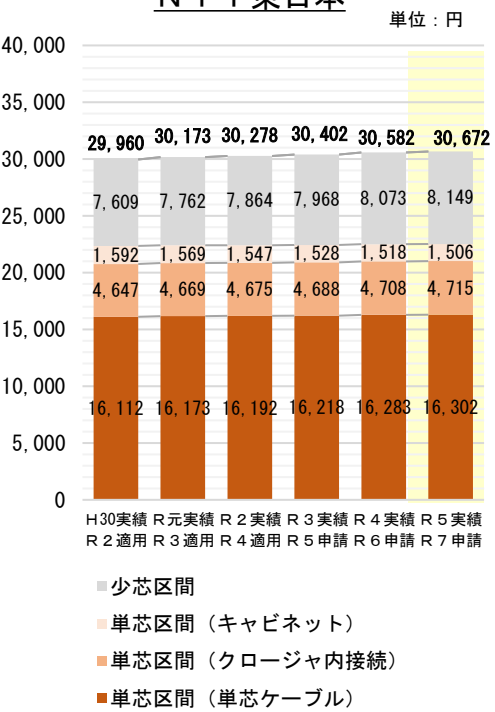

ＮＴＴ西日本

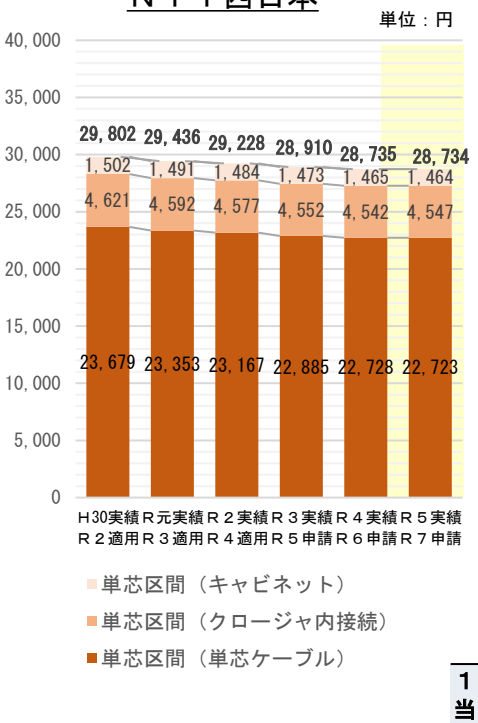

■ 創設費相当（１回線あたり電柱）

ＮＴＴ東日本

	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請
１回線当たり	15,864	16,665	17,539	18,463	19,315

ＮＴＴ西日本

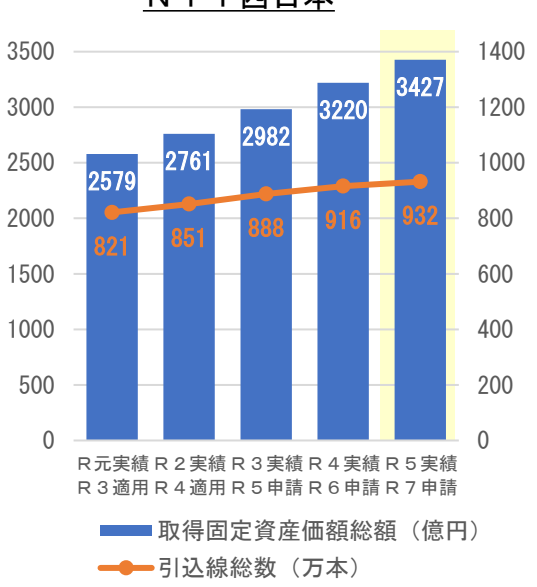

	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請
１回線当たり	31,412	32,429	33,586	35,146	36,764

■ １回線あたりコスト

ＮＴＴ東日本

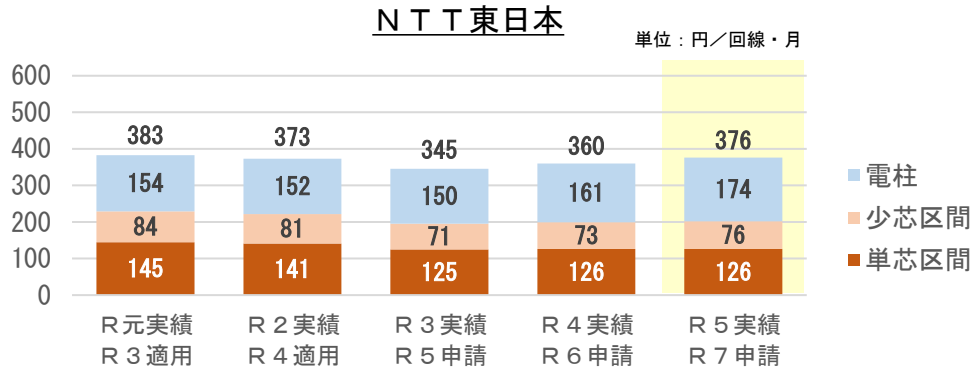

ＮＴＴ西日本

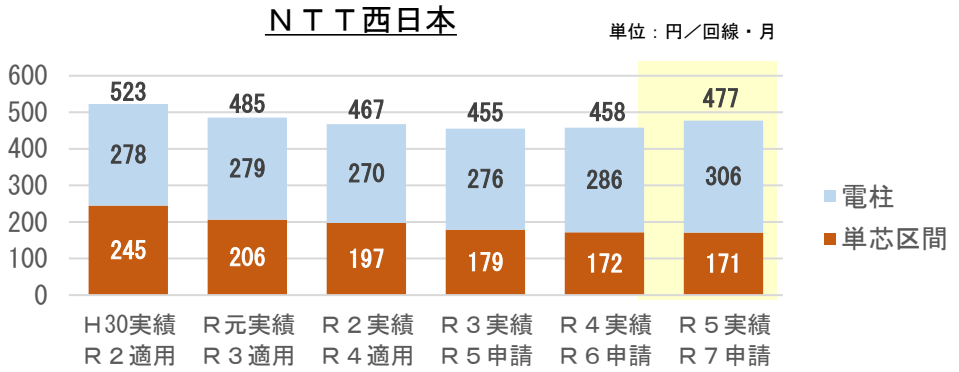

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け**①企業努力による更なる効率化・費用削減**、**②償却方法の定額法への移行**、**③コスト把握の精緻化**を進め、前々算定期間（**平成28年度から令和元年度**）**でＮＴＴ東日本では▲630億円、ＮＴＴ西日本では▲537億円削減**。

○　その後、令和３年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、総務省からＮＴＴ東日本・西日本に対し、令和２年度から令和４年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和３年５月28日付け総基料第124号）。令和２年度から令和４年度の接続料改定においては、**平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組む**こととし、固定資産の増加はあったものの、**施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映**したところ、**ＮＴＴ東日本では▲518億円、ＮＴＴ西日本では▲568億円削減**。

○　今次算定期間（令和５年度から令和７年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和５年７月31日付け総基料第162号）を踏まえ、今般の申請において、**令和５年度には、ＮＴＴ東日本で▲66億円、ＮＴＴ西日本で▲93億円の費用削減**があった旨、報告があった。

○　なお、令和４年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和４年３月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■令和５年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減
・局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
・保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
・請負工事会社とのシステム連携強化による保全・開通業務・施工管理業務の効率化
・光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
・電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減　等
②加入光ファイバの耐用年数見直し（令和5年度に行った見直しによる効果）

■令和５年度の費用削減実績

費用削減等に係る取組の影響額(※1)（単位：億円）	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	**▲13**	**▲51**
施設保全費	▲22	▲38
管理・共通費	＋10 (※2)	▲11
試験研究費	▲０	▲２
②光ファイバの耐用年数見直し	**▲53**	**▲42**
合計	**▲66**	**▲93**

※１　費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（令和3年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。
※２　管理・共通費（ＮＴＴ東日本のみ）については「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等による費用の増加」により、「結果的に費用が増加した」との報告があった

（参考）シェアドアクセス方式に係る工事費

○　シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、ＮＴＴ東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている（※１）。

○　そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和７年度においてはいずれも上昇**。

■ シェアドアクセス方式に係る令和７年度工事費

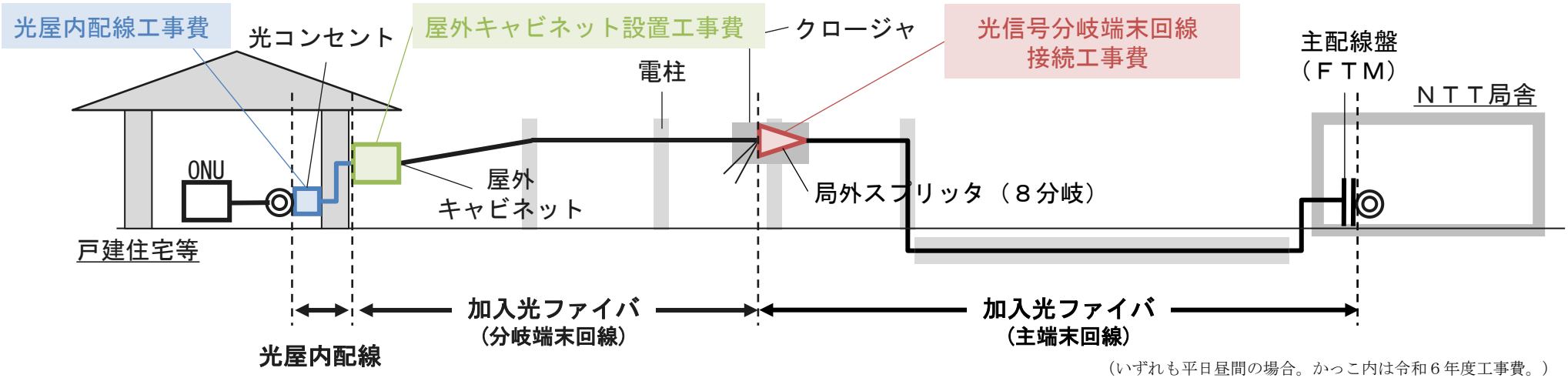

（いずれも平日昼間の場合。かっこ内は令和６年度工事費。）

	光屋内配線工事費（光屋内配線を新たに設置する場合）			屋外キャビネット設置工事費（※２、３）	光信号分岐端末回線接続工事費（※３）
		作業費	物品費		
ＮＴＴ東日本	15,455円（14,882円）/件	13,077円（12,566円）/件	2,378円（2,136円）/件	1,345円（1,326円）/件	4,994円（4,885円）/件
ＮＴＴ西日本	15,001円（14,386円）/件	12.608円（12,040円）/件	2,393円（2,346円）/件	1,411円（1,377円）/件	4,446円（4,339円）/件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている（※４）。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
ＮＴＴ東日本	897円（開通試験を実施しない場合）6,041円（実施する場合）	4,997円
ＮＴＴ西日本	4,432円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）6,463円（行わない場合）	5,492円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）7,524円（行わない場合）

※１　平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合については個別の負担を要する（光信号分岐端末回線設置等加算工事費）。　※２　屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
※３　調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。　※４　その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費（工事費(27)-2 イ）が設定。

資本構成比の算定方法

○　ＮＴＴ東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第４回会合　ＮＴＴ東日本・西日本資料）している。

○　具体的には、ＮＴＴ東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、

・　「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※１）については、自己資本から、

・　それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、

圧縮して資本構成比を算定している。

※１　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ東日本）

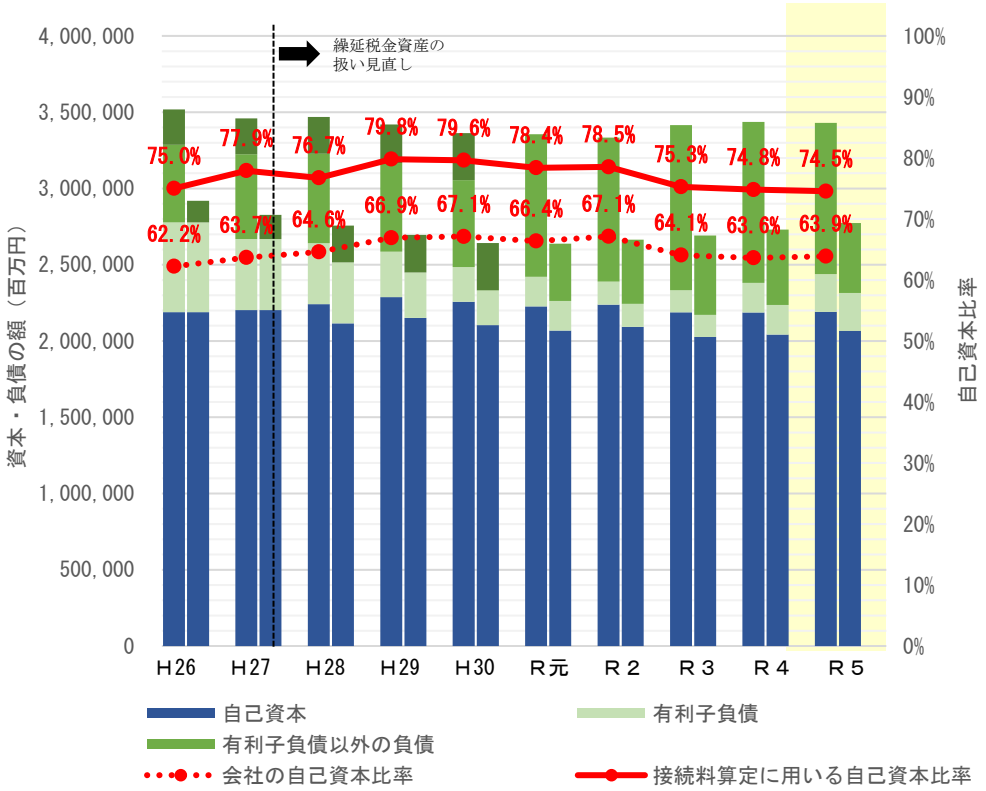

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ西日本）

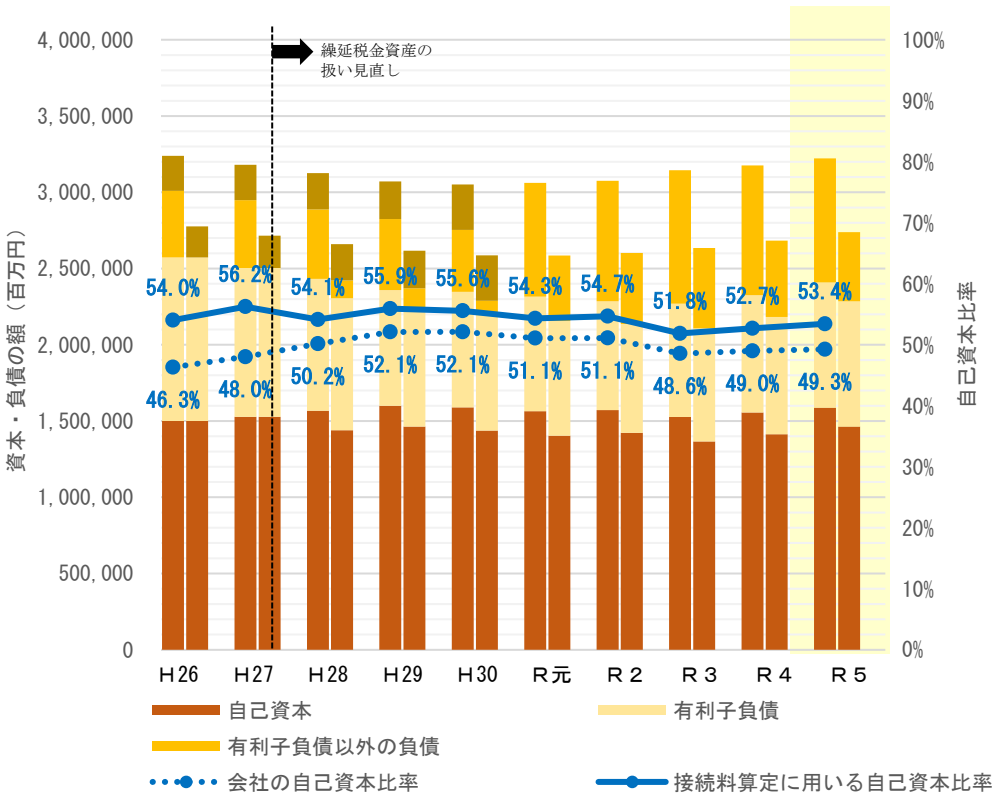

自己資本利益率の算定

○　今次申請に用いる自己資本利益率は、**リスクフリーレート（前年度＋0.32）とリスクプレミアム（前年度＋0.4）の上昇により増加**。

○　また、令和３年度以降の主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たって、長期安定的な指標であるイボットソン社の長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用したことに加え、期待自己資本利益率の算定にあたり**コロナ禍の影響を受けていた令和２年の算定値2.87%が、算定対象期間から抜けたことも変動の要因**となっている。

■　自己資本利益率の算出方法

	H31・R元	R２	R３	R４	R５
主要企業の自己資本利益率（①＋②）	7.15（※２）	5.04（※２）	8.89	9.00	9.72
リスクフリーレート（①）（10年ものの国債利回り）	0.00（※３）	0.04	0.09	0.30	0.62
リスクプレミアム（②）（Ｒ３以降：イボットソン社データ（※１））	7.15	5.00	8.80	8.70	9.10
期待自己資本利益率（①＋②×β）（β＝0.566）	－	2.87	5.07	5.22	5.77

逆算　逆算　逆算

５年間の平均値：7.96%

３年間の平均値：5.35%

いずれか低い方を採用

Ｒ７適用値：5.35%

※１　Copyright © 2024　Ibbotson　Associates　Japan,　Inc.　イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります

※２　ＮＥＥＤＳ（株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、全国４証券取引所に上場しており、７期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業（金融業及び外国企業を除く。）の平均値を使用。

※３　日本銀行の金融政策の影響により、令和元年度４月期～３月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、これまでの申請では「0.00%」とされている。

■第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）

（自己資本費用）

第12条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

２　（略）

３　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

４　前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

５　（略）

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」を踏まえた規定の追加 ①

○　今般、**「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書の内容を踏まえ**、接続事業者間の適切な運用の確保・円滑な事業者間協議を制度的に裏付ける等の観点から、**接続約款において具体的に定めることが適当とされた**次の**事項について**、ＮＴＴ東日本・西日本から、**所要の規定を追加**する申請があった。

・**接続関連システム経費に関する情報開示手続**、**開示する情報**

・加入光ファイバ等の提供遅延に係る改善策として、**エリア毎の納期回答逼迫状況開示手続きや中間回答**（コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから１月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を伝える通知）**に係る手続き**

第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

・ **第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方**について、実態を確認したうえで検討。

⇒ NTT東日本･西日本の**指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する情報開示手続**（開示の時期･契機を含む。）、**開示する情報**（開発･改修する想定、機能数及び必須／付加の別、機能毎の想定費用及び接続料（コロケーション料金･手続費等を含む。）への想定影響額／影響期間等）を**具体的に規定**することが適当。

第16章　雑則

（指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供）

第99条の15　当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。

(1)　開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別

(2)　機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間

(3)　前号に規定する費用の確定額

(4)　開発規模に関する情報

附　則（令和７年１月17日東相制第000200000524号及び相制第155500000432号）

（実施時期）

この改正規定は、認可を受けた後、令和７年４月１日から実施します。

青字：追加規定箇所

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」を踏まえた規定の追加 ②

加入光ファイバ等の提供遅延の改善

・ **NTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供遅延の改善策**について、実態等を確認したうえで検討。

⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、一部エリアの遅延を始め、依然として改善を要する点も存するため、NTT東日本・西日本は、個別事象という説明にとどまらず、原因を具体的に特定し、必要な対策を講じることが適当。また、NTT東日本・西日本は、**エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定め**たうえで、要因分析の結果に応じて所要の対策を講じるとともに、**コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから1月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を伝える中間回答手続を接続約款で定める**ことが適当。

第14章　相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第95条の４　第10条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）第５項又は第６項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)　当社が第10条の３第５項又は第６項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア　当社と建設請負契約を締結しない場合

(ｱ)　その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。

２週間以内

(ｲ)　(ｱ)(ｳ)以外の場合

１ヶ月以内

(ｳ)　その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。

１ヶ月半以内

イ　ア以外の場合

２ヶ月以内

(2)　建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間

ア　通信用建物において工事を実施する場合

(ｱ)　その接続に必要な装置等が第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄に定める箇所で接続される場合

１ヶ月以内

(ｲ)　(ｱ)以外の場合

１ヶ月半以内

イ　ア以外の場合

３ヶ月以内

２　（略）

３　第１項ただし書きの場合（当社と建設請負契約を締結しない場合に限ります。）において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の３第５項又は第６項に規定する回答を行った日から１か月を超える場合（前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。）は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知（その時点で当社が把握可能な情報に限ります。）することとします。

第16章　雑則

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の７　当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8)　（略）

(9)　都道県府県の区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

青字：追加規定箇所

光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示

○　総務省主催の**「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ**、**「異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費」の対象に**ついて、現行の「中継光ファイバ」に加えて、**「加入光ファイバ」についても新たに追加**するもの。

○　あわせて、協定事業者が自社の保有する光ファイバの経路情報等を提示した場合には、ＮＴＴ東日本・西日本が保有する光ファイバの経路と協定事業者が提示する経路の重複有無に加え、重複する場合はその重複箇所（クロスポイント）を協定事業者に対し回答する旨を規定するもの。

■クロスポイント調査イメージ

■受領内容

・調査対象ルート（要望事業者自営ルート等）図

・どの道路上のルートであるか判別可能である情報

■回答内容（クロスポイント有無を表形式で回答）

申込番号	調査区間	クロスポイント有無
1	区間A	無し
2	区間B	有り

クロスポイント「有」の場合、**要望事業者から受領した調査対象ルート図上にクロスポイント区間を記載**

回答図面（案）

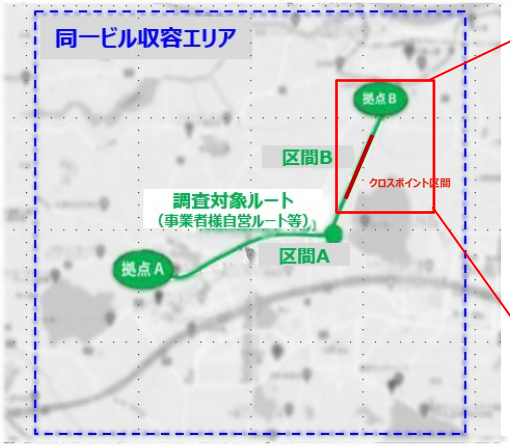

拡大イメージ

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料（関門系ルータ交換機能）

○ NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料については、以下のとおり。

○ 接続事業者が支払う接続料は、ゲートウェイルータ（以下「GWルータ」という。）の料金をポート数比で按分した値が適用されることから、**ポート数の増加に伴い、1ポートあたり月額料は減少傾向**。

○ 東京都に所在するGWルータは、令和6年9月まで東日本集約・東京POIとして東日本集約POI（東日本全域を接続対象地域とするPOI）及び東京POI（東京都を接続対象地域とするPOI）の双方を兼ねて利用されていたところ、装置上限に達する見込みであることを踏まえ、**令和6年10月から東京POIとして利用する新たなGWルータを増設し、当該更改に伴う移行が行われた。**

○ また、**群馬県、新潟県、宮城県、福島県において**は、接続事業者からの要望を受け、**新たに単県POIが2025年度に開設**されるため、当該POIについて、関門系ルータ交換機能の網使用料を接続約款に追加する申請があったもの。

○ なお、**徳島県及び高知県は、ベンダのサポート終了を迎える一部物品の更改を2024年度内に予定（他の単県POIにおいても2025年度以降に順次更改を予定）しており、それぞれ2.5%、2.6%増加**。

ＮＴＴ東日本

POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額	対前年度増減率	（参考）2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数 2025年4月1日	ポート数 2024年4月1日
東日本集約POI	458,271	-	158,146	8	64
東京POI	169,501			62	
千葉POI	194,018	▲6.8%	208,207	23	23
埼玉POI	178,086	▲9.1%	195,907	28	27
神奈川POI	167,782	▲3.2%	173,414	34	32
北関東ブロックPOI	621,967	▲24.5%	824,208	5	4
北海道POI	199,432	▲20.9%	252,197	22	19
東北ブロックPOI	164,207	▲15.8%	195,089	31	29
北関東・甲信越ブロックPOI	184,934	▲21.2%	234,639	24	21
茨城POI	317,908	▲5.7%	337,050	10	10
栃木POI	392,702	▲6.1%	418,060	7	7
群馬POI※3	1,066,083	-	-	3	-
新潟POI※3	1,585,042	-	-	2	-
宮城POI※4	806,625	-	-	4	-
福島POI※4	1,585,042	-	-	2	-

※1:網改造料の算定に係る2025年度適用の諸比率を用いて算定
※2:2025年4月1日時点の利用見込（個別建設申込み受領済みのもの）に基づき算定
※3:群馬POI及び新潟POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している4月末日の利用見込に基づき算定
※4:宮城POI及び福島POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している5月末日の利用見込に基づき算定

ＮＴＴ西日本

POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額	対前年度増減率	（参考）2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数 2025年4月1日	ポート数 2024年4月1日
西日本集約 関西1POI・大阪POI	168, 113	▲5.0%	176, 938	48	47
関西2POI・兵庫POI	246, 382	▲12.1%	280, 407	19	17
東海POI・愛知POI	206, 683	▲12.5%	236, 112	26	23
中四国POI・広島POI	274, 083	▲8.6%	299, 849	17	16
九州POI・福岡POI	220, 490	▲7.4%	238, 156	24	23
京都POI	297, 717	▲19.4%	369, 286	10	7
静岡POI	446, 046	▲4.2%	465, 823	9	8
岐阜POI	414, 653	▲16.8%	498, 467	6	5
三重POI	586, 500	▲1.9%	597, 708	4	4
熊本POI	489, 900	▲1.9%	499, 533	5	5
鹿児島POI	489, 967	▲18.2%	599, 083	5	4
岡山POI	415, 417	▲1.9%	423, 597	6	6
長崎POI	768, 806	▲33.4%	1, 154, 208	3	2
山口POI	489, 967	▲18.2%	599, 083	5	4
滋賀POI	587, 771	▲1.9%	599, 083	4	4
石川POI	490, 067	▲57.5%	1, 153, 792	5	2
富山POI	1, 132, 458	▲1.8%	1, 153, 792	2	2
奈良POI	769, 417	▲33.3%	1, 153, 792	3	2
愛媛POI	769, 417	▲33.3%	1, 153, 792	3	2
香川POI	1, 132, 458	▲1.8%	1, 153, 792	2	2
佐賀POI	1, 132, 458	▲1.8%	1, 153, 792	2	2
沖縄POI	587, 833	▲1.8%	598, 875	4	4
大分POI	1, 132, 958	▲1.1%	1, 145, 042	2	2
和歌山POI	1, 132, 958	▲1.1%	1, 145, 042	2	2
宮崎POI	1, 132, 958	▲1.1%	1, 145, 042	2	2
福井POI	769, 722	▲1.1%	778, 056	3	3
徳島POI	1, 173, 708	2.5%	1, 145, 042	2	2
島根POI	1, 132, 958	▲1.1%	1, 145, 042	2	2
鳥取POI	1, 132, 958	▲1.1%	1, 145, 042	2	2
高知POI	1, 175, 167	2.6%	1, 145, 042	2	2

NGN県間接続料の算定方法（算定方法、需要の予測）

○　ＮＧＮの県間接続料については、全国集約ＰＯＩ及びブロックＰＯＩから単県ＰＯＩへの移行等が見込まれていることを踏まえ、接続料の急激な変動を緩和するため、４年３ヶ月（令和７年１月～令和10年３月）を算定期間とする将来原価方式（第２号長期将来原価方式）により算定する（これにより**算定期間中におけるＧＷＲの利用ポート数の変動の影響も平準化**される。）。

○　需要（ポート実績トラヒック及びＧＷＲのポート数）については令和５年度までの契約数・トラヒック量等を基礎、原価については令和５年度接続会計を基礎として需要に応じた必要最小限の投資を見込むことで、将来の原価・需要を予測。**原価をポート実績トラヒック等を用いて各機能に按分**したうえ、**ＩＰｏＥ接続に係る原価をＧＷＲのポート数で除して接続料を算定**。

（１）需要の予測

①　ＧＷルータのポート数

・　ＶＮＥ事業者毎にピークトラヒックの予測を行い、直近のポート容量に対する利用率からポート数を予測。
・　単県ＰＯＩ等への移行動向が判明している分は個別に考慮。

期末ポート数（ＮＴＴ東日本）

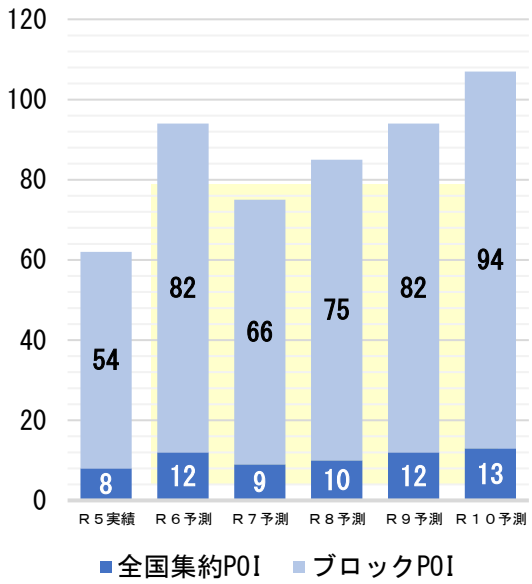

期末ポート数（ＮＴＴ西日本）

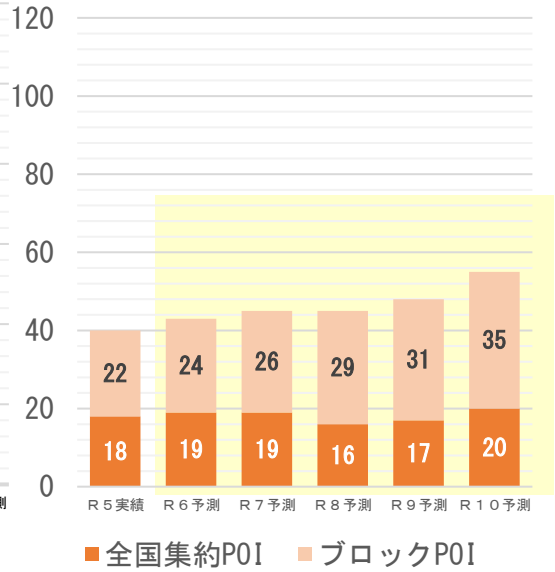

②　ポート実績トラヒック比

・　フレッツ光の最新の需要動向を反映してポート実績トラヒックを予測。

ポート実績トラヒック比（ＮＴＴ東日本）

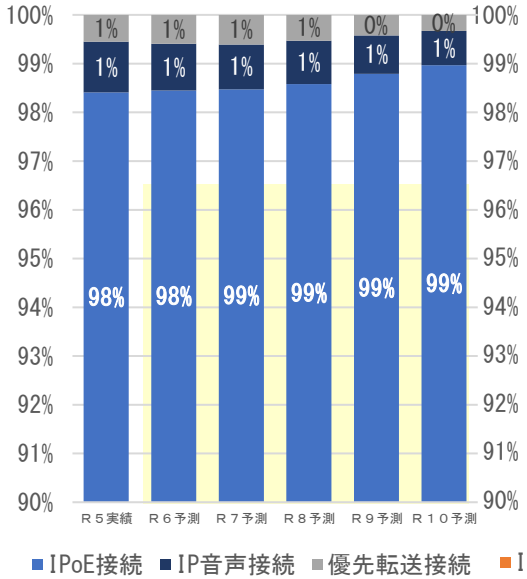

ポート実績トラヒック比（ＮＴＴ西日本）

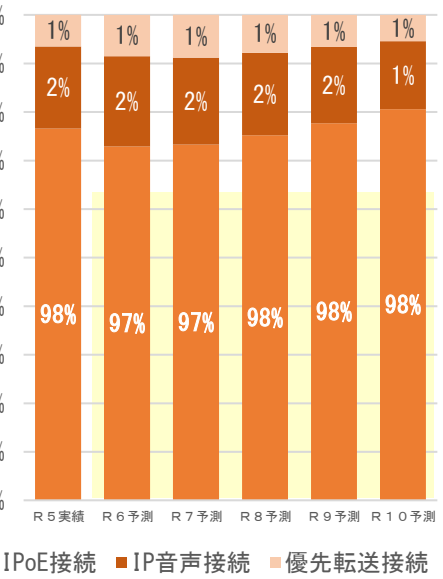

NGN県間接続料の算定方法（原価の分計）

○　ＮＧＮ県間接続料（IPoE接続）の原価範囲は、県間中継ルータ（関門系ルータを除く。以下同じ。）及び県間伝送路であるところ、**県間伝送路のうち一部**（県間中継ルータ～関門系ルータ）**については各機能で占有されるため直課**し、他機能についてはポート実績トラヒック比で按分。

○　県間伝送路の占有区間と共用区間の分計については、**芯線長比をコストドライバとして按分**。

（２）原価の予測

※GWルータは県間接続料の対象外
（関門系ルータ交換機能の原価範囲）

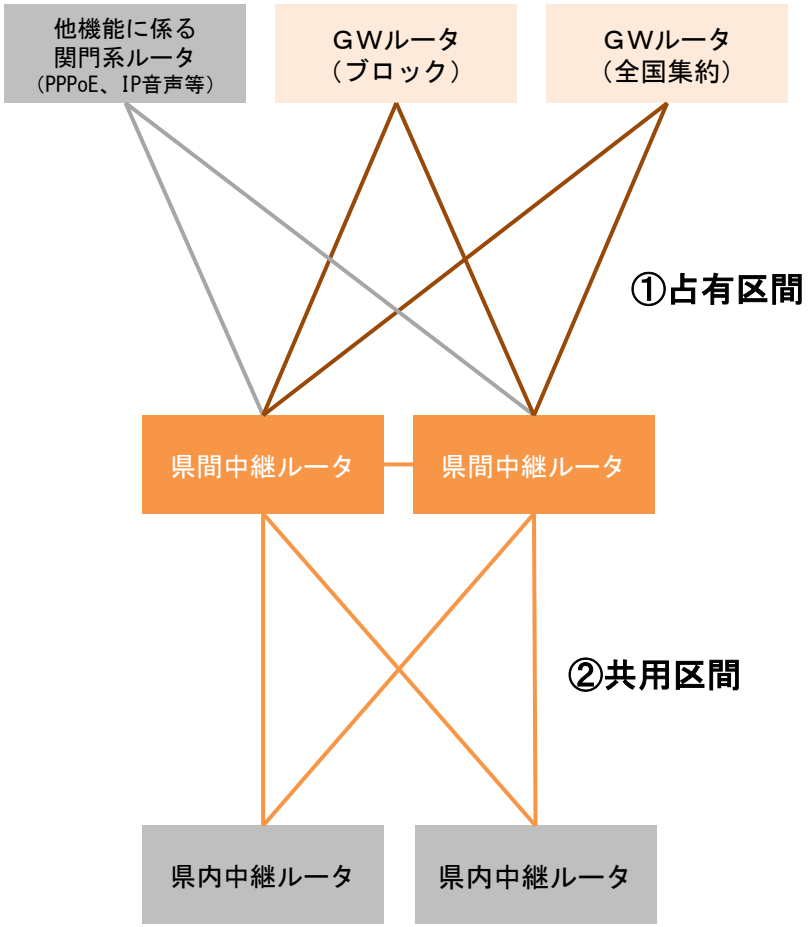

（県内接続料の原価範囲）

①占有区間（ＧＷルータ～県間中継ルータ間の県間伝送路）

占有区間の費用（ＮＴＴ東日本）

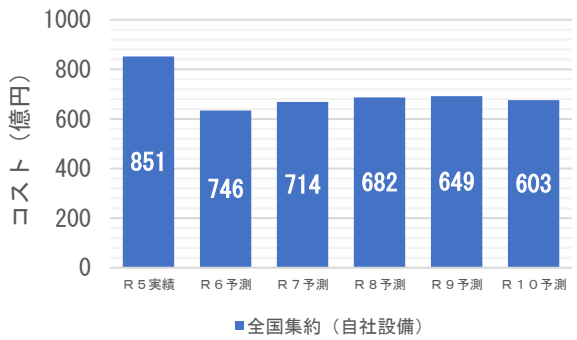

※　ＮＴＴ東日本においては他社設備、ブロックＰＯＩ占有区間に係るコストは発生していない。

占有区間の費用（ＮＴＴ西日本）

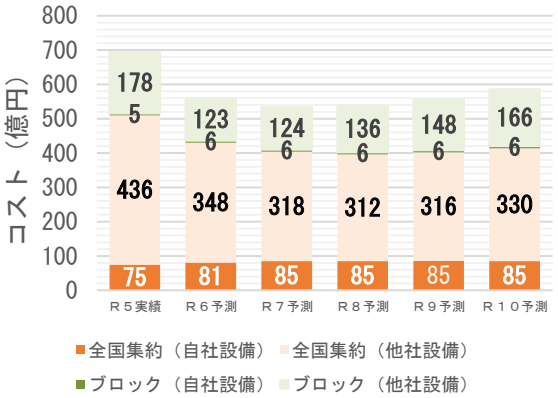

②共用区間（県間中継ルータ、県間中継ルータ～県内中継ルータ間の県間伝送路）

共用区間の費用（ＮＴＴ東日本）

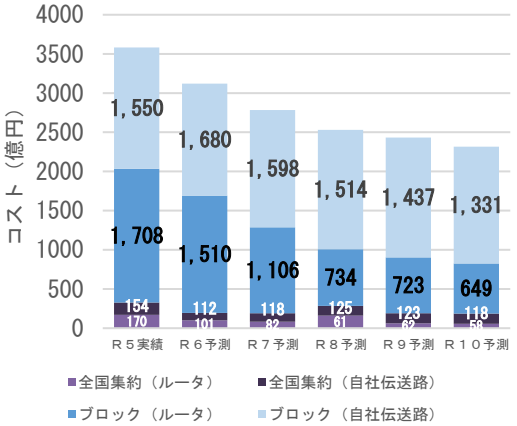

共用区間の費用（ＮＴＴ西日本）

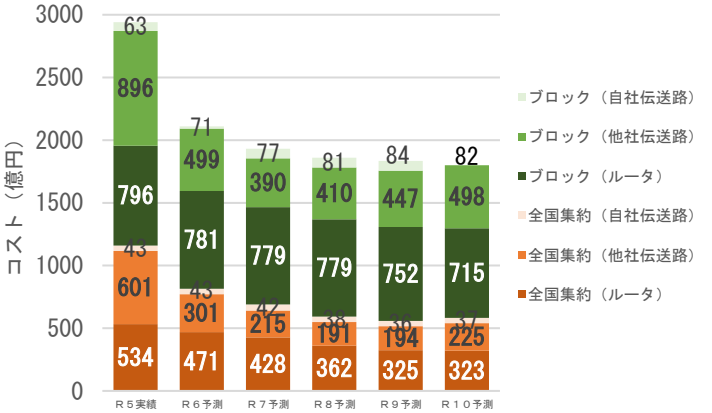

中間配線架について

○ 令和3年1月14日公布の省令改正（令和3年総務省令第1号）**により**、県間通信用設備（IP音声県間接続及び優先パケット県間接続）と同様に**指定設備である県内設備と一体的に利用される中間配線架（パッチパネル）**についても、**「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけられ、接続料に準じた負担及び条件等の設定**を求められることとなった。

○ 中間配線架は、光IP電話接続機能を利用するために用いられるものであることから、IP網への移行期間におけるその他NGN接続料と同様にNGNに係る接続料の算定に準じ、**3年9ヶ月（令和3年4月～令和6年12月）の複数年度で将来原価方式に準じた算定**を行ってきたところ。

○ 令和6年度内に各接続事業者の需要が終局となることに加えて、今後の追加投資も予定されていないことから、令和7年1月から令和8年3月までの適用接続料は令和5年度の実績費用を基に実績原価方式にて算定。

○ 各設備ごと（架、ポートパネル、ジャンパ）の**必要設備量合計と調達物品単価を基に、網改造料の算定方式により創設費・年経費を算定**。

○ 現行接続料の算定期間のうち、令和3年度～令和5年度における予測と実績の差分については、今回乖離額調整による対応を行うこととし、令和6年度の予測と実績の差分等は令和8年度適用接続料にて調整

○ なお、中間配線架は事業者間における意識合わせを踏まえ、東京に2架※1、大阪に2架※1設置し、各者1架当たり32ポート※2ずつ割り当て（NTT東日本・西日本を含めた10者それぞれに東京、大阪それぞれ64ポート割り当て）。共用L2SW利用事業者（全15者）は1事業者分のポートを全者で共有。

※1 設備の冗長化。

※2 冗長化の観点から他事業者（共用L2SW含む）1者当たり2ポートの割り当て（10者×2ポート＝20ポート）及び今後新規参入をする事業者が現れた場合の予備ポート（12ポート（6者分））。

■設備イメージ

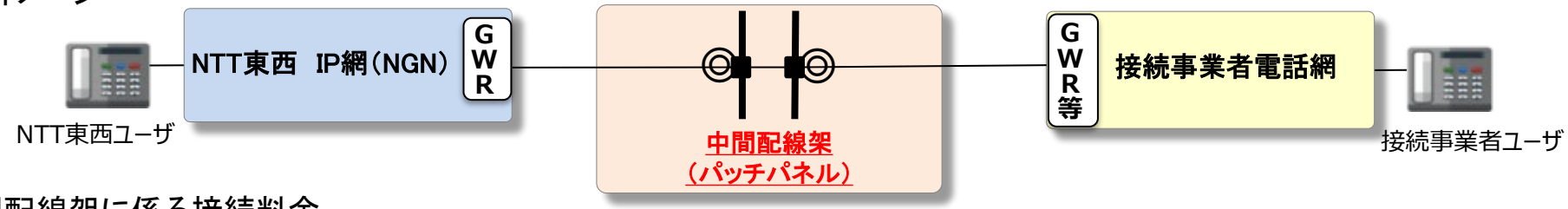

■ 中間配線架に係る接続料金

		令和7年1月～令和8年度 申請接続料※	令和3年度～令和6年12月 申請接続料
NTT東日本	コスト（千円）	676	1,377
	需要（ポート）	640	2,448
	接続料金（円/ポート・月）	**88**	**47**
NTT西日本	コスト（千円）	665	1,380
	需要（ポート）	640	2,448
	接続料金（円/ポート・月）	**87**	**47**

※ 現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

中継光ファイバ

○ **中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**ＷＤＭ**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。

○ 芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・ｍ単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。

○ 接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトで中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

原価・需要（ＮＴＴ東日本）

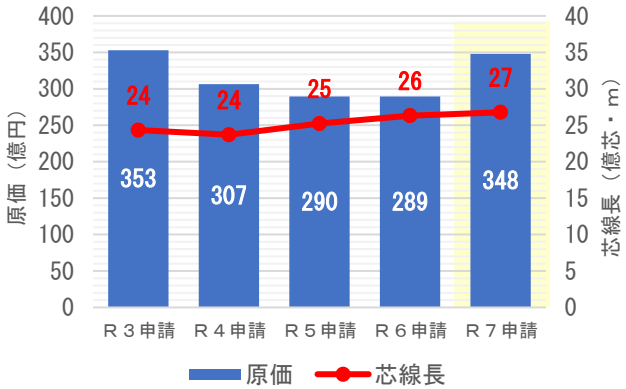

原価・需要（ＮＴＴ西日本）

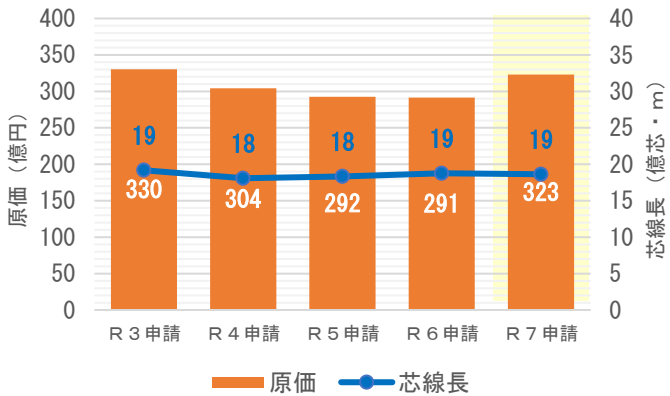

中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）

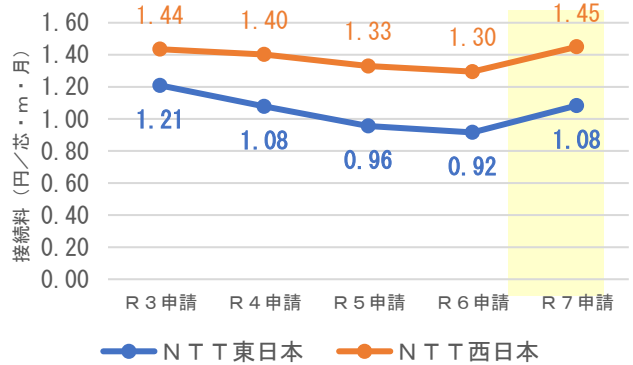

（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

局内光ファイバ

○ **局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル１芯あたり創設費（前年度９月末値）

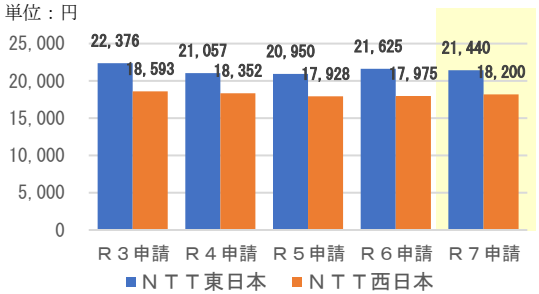

÷

未利用芯線コストを応分に負担するため、芯線利用率で割戻

芯線利用率（前年度９月末値）

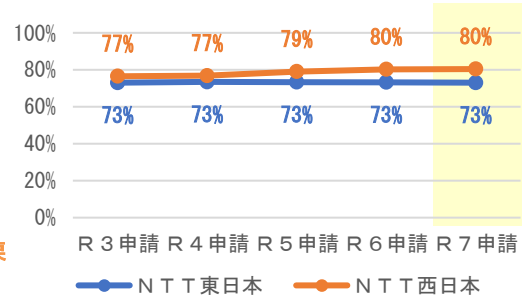

網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料

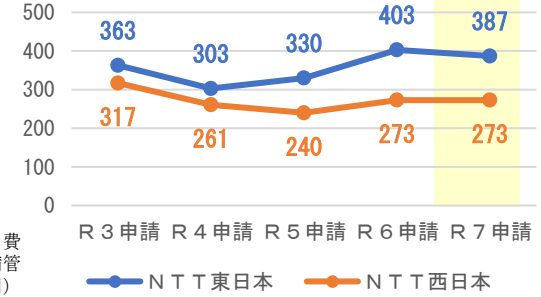

（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（２芯～32芯）のケーブル１ｍ当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

○　ＮＴＴ東日本・西日本が設置する**電柱及び管路・とう道**のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の４第２項第２号に規定する接続約款記載事項）。

○　ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
- 　電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱**及び**電柱上にＰＯＩを設置する場合に最低限必要な１又は複数の電柱**
- 　管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いＮＴＴ東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**

とされている。

○　**電柱については取得固定資産価額**（※１）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。

○　令和７年度においては、**電柱については物品費の高騰等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道については資産の減価償却が進みＮＴＴ西日本は値下がりしている一方、保全・補修等により費用が増加したＮＴＴ東日本は値上がり**となっている。

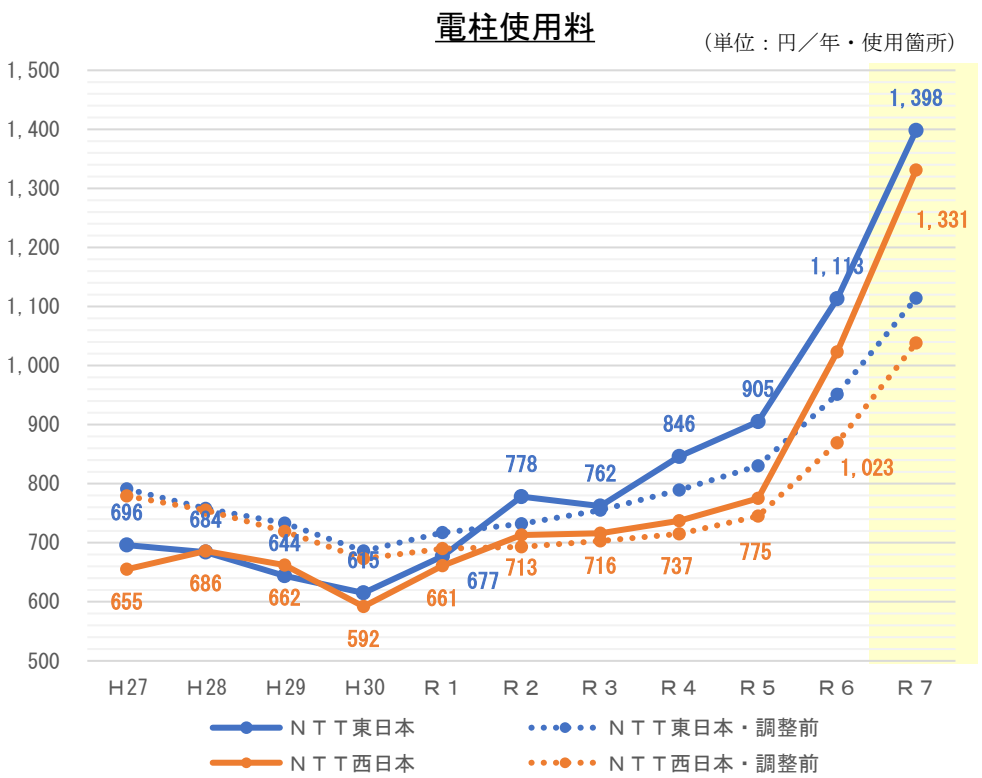

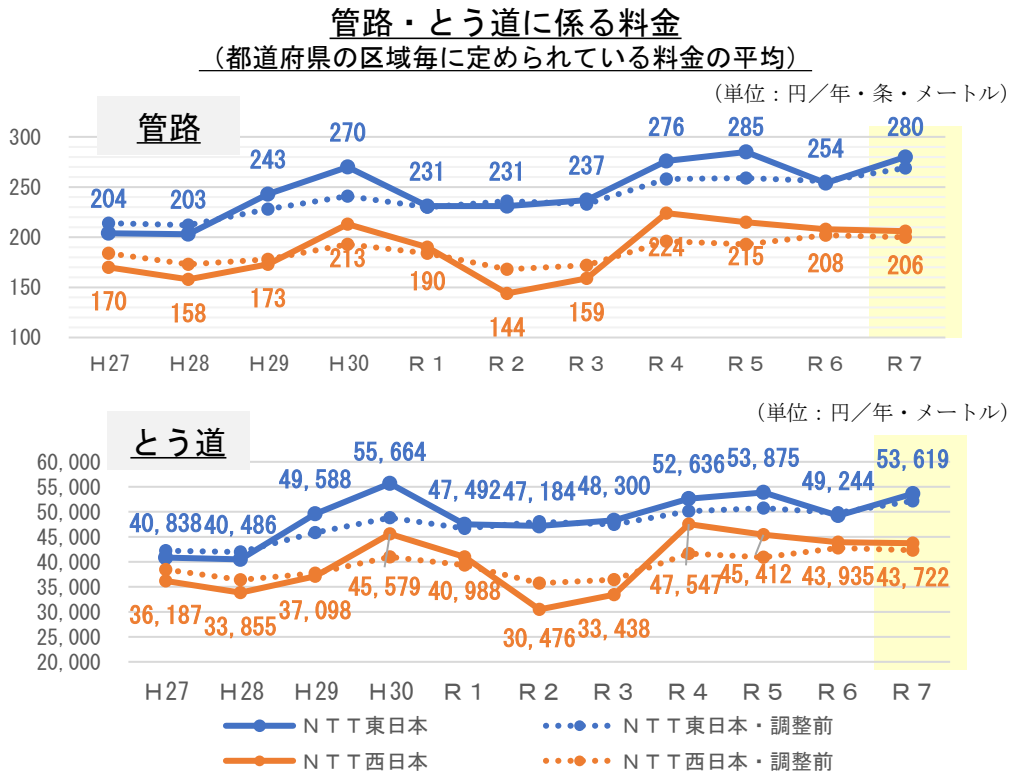

※１　自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破砕復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（８。平成19年度11月8日の料金改定で６から変更。）で除する。

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表①

①端末回線伝送機能

区分		単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前）		令和6年度（カッコ内は調整前）	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末伝送機能〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線ごと	58円（46円）	86円（64円）	46円（40円）	68円（55円）
	回線部分	1回線ごと	1,814円（1,649円）	1,795円（1,633円）	1,671円（1,560円）	1,628円（1,535円）
帯域分割端末伝送機能〔ラインシェアリング〕※1	回線管理機能	1回線ごと	244円（169円）	221円（152円）	149円（109円）	363円（210円）
	MDF部分	1回線ごと	76円（65円）	68円（59円）	64円（58円）	64円（56円）
光信号伝送装置〔GE－PON〕※2	1Gb/s	1装置ごと	1,031円（1,217円）	1,012円（1,159円）	1,372円（1,398円）	1,269円（1,309円）
通信路設定伝送機能を組み合わされるもの※1	2線式のもの	1回線ごと	1,764円（1,603円）	1,722円（1,577円）	1,625円（1,516円）	1,583円（1,495円）
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線ごと	209円（198円）	201円（190円）	196円（190円）	187円（182円）

※1 タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。
※2 タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

②光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前）		令和6年度（カッコ内は調整前）	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号変換機能〔メディアコンバータ〕※3	100Mb/s	非集線型〈1MCタイプ〉	1回線ごと	377円（432円）	－	681円（551円）	－
	1Gb/s		1回線ごと	983円（1,138円）	410円（556円）	1,826円（1,452円）	614円（689円）
光信号分離機能〔局内スプリッタ〕※3	局内4分岐のもの		1回線ごと	107円（141円）	98円（161円）	159円（176円）	240円（236円）

※3　タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

③中継伝送機能

区分	単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前）		令和6年度（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1.083円（1.064円）	1.445円（1.374円）	0.916円（1.010円）	1.295円（1.304円）

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表②

⑥通信路設定伝送機能（主な品目のみ）

区分					単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内調整前） NTT西日本
通信路設定伝送機能	一般専用に係るもの〔一般専用サービス〕	3.4 kHz	同一MA内の場合		1回線ごと	10,900円（10,051円）	8,912円（8,863円）	11,037円（9,882円）	9,261円（9,254円）
			上記以外の場合		1回線ごと	13,470円（12,060円）	11,332円（10,900円）	13,159円（11,479円）	11,529円（11,106円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,710円（1,970円）	710円（650円）	2,070円（1,490円）	820円（640円）
	高速ディジタル伝送に係るもの〔ディジタルアクセス〕〈エコノミークラス〉※	64 kb/s	同一MA内の場合		1回線ごと	10,326円（9,516円）	8,455円（8,399円）	10,440円（9,346円）	8,766円（8,761円）
			上記以外の場合		1回線ごと	12,752円（11,412円）	10,738円（10,319円）	12,440円（10,855円）	10,904円（10,506円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,560円（1,860円）	670円（610円）	1,950円（1,410円）	770円（600円）
		1.536 Mb/s	同一MA内の場合		1回線ごと	185,401円（145,864円）	172,016円（122,933円）	128,161円（111,951円）	157,461円（115,578円）
			上記以外の場合		1回線ごと	243,625円（191,368円）	226,808円（169,013円）	176,161円（148,167円）	208,773円（157,458円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	61,440円（44,640円）	16,080円（14,640円）	46,800円（33,840円）	18,480円（14,400円）

※　タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

⑦番号案内機能等

区分		単位	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
番号案内サービス接続機能	一般中継局ルータ接続	1案内ごと	392円（307円）	298円（257円）	319円（252円）	397円（268円）
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	－	7.09円（8.18円）	－	9.46円（9.46円）
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	－	3.32円（4.43円）	－	6.54円（6.02円）
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	－	6.81円（7.98円）	－	9.32円（9.62円）

※　番号案内機能についても、固定電話網のIP網への移行に伴い、合わせてIP網への移行が進められており、これまでPSTNを経由して番号案内設備にアクセスされていたところ、IP網を経由してアクセスする形態への移行が、
- 令和4年5月～　NTT東日本・西日本の光IP電話発の移行
- 令和5年8月～　接続事業者発の移行
- 令和5年9月～　NTT東日本・西日本の固定電話発の移行

と進められ、令和7年1月に移行完了。

⑧公衆電話機能

区分	単位	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	4.7611円（3.6524円）	3.7146円（2.9545円）	4.1057円（3.2199円）	3.3852円（2.6664円）

主な工事費・手続費・コロケーション料金等　料金表

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和7年度単金		令和6年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,706円	6,410円	6,444円	6,121円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,766円	7,370円	7,383円	7,067円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,979円	8,468円	8,458円	8,149円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	8,070円	7,645円	7,654円	7,337円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,282円	8,743円	8,727円	8,419円

②管路・とう道等の料金の改定

（ｉ）管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位（年額）	令和7年度平均料金（カッコ内は調整前）		令和6年度平均料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	280円（269円）	206円（200円）	254円（256円）	208円（202円）
とう道	1メートルごと	53,619円（52,173円）	43,722円（42,313円）	49,244円（49,781円）	43,935円（42,786円）
土地	1平方メートルごと	1,341円（1,231円）	713円（667円）	1,199円（1,159円）	668円（635円）
建物	1平方メートルごと	30,055円（30,476円）	24,899円（23,951円）	33,022円（32,466円）	24,609円（24,071円）

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

（ⅱ）電柱使用料の改定

区分	単位（年額）	令和7年度料金（カッコ内は調整前）		令和6年度料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	1,398円（1,114円）	1,331円（1,038円）	1,113円（951円）	1,023円（869円）

③個別負担の接続料（網改造料）等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料（網改造料）については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出（※2）した上で、設備管理運営費を算出（※3）している。

※2　取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※3　設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

（ｉ）取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.279	0.329	0.273	0.319
	電力設備	0.977	0.870	0.949	0.814
	伝送機械設備	0.162	0.249	0.161	0.244
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113	0.090	0.089	0.093
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.002	0.004	0.002
共通割掛費比率		0.045	0.094	0.052	0.099

（ⅱ）年額料金の算定に係る比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率※4	端末回線伝送機能	0.025	0.023	0.027	0.024
	端末系交換機能	0.047	0.045	0.051	0.048
	中継系交換機能	0.040	0.038	0.042	0.043
	中継伝送機能	0.047	0.042	0.043	0.045
	通信料対応設備合計	0.047	0.044	0.050	0.048
	データ系設備合計	0.109	0.094	0.118	0.100

※4　網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

（ⅲ）電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.354	1.168	1.379	1.103
	発電設備	0.656	1.086	1.671	1.041
	電源設備及び蓄電池設備	0.926	0.019	0.918	0.782
	空気調整設備	1.582	2.173	1.538	2.141
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017	0.018	0.016	0.017

NTT西日本における令和6年度の接続料改定における手続費の算定の誤り

○　ＮＴＴ西日本の**令和6年度の接続料改定**（令和６年１月16日申請、１月23日諮問、３月24日答申、同日認可）**において**、「**債権譲受手続費**」（ＮＴＴ東西が協定事業者から契約者が支払うべき料金の債権を譲り受けたときに、ＮＴＴ東西が行う利用者料金の回収業務に対する手続費）について、同社における**確認漏れ**により、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、**誤った料額が申請**された。

○　**当該手続費に係る収入と原価・利潤を一致させるため**、令和７年度の接続料改定において、接続約款（附則）に、**当該年度に請求差額が生じた場合には、令和6年度の正しい料額を用いて精算するための規定を置く**旨の申請があった。

※令和６年４月１日以降、**当該手続費の請求はなされていない**。

■　誤りの内容

区分		内訳		単位	令和6年度適用料金	
					正しい料額	誤った料額（申請料金）
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(ｱ)電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	17.63 18.15	17.63 0.19

＿＿＿NTT東日本　……NTT西日本

■　誤りの原因・再発防止策等

・当該手続費に係る修正を行った際、修正過程で誤った額を転記したことに気付かないまま申請が行われたことによるもの。
・約款修正の二重チェックの実施等、説明資料及び申請資料の確実な相互確認作業の徹底等により再発防止を図る。

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

長期増分費用（LRIC）方式による接続料算定

○　長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ

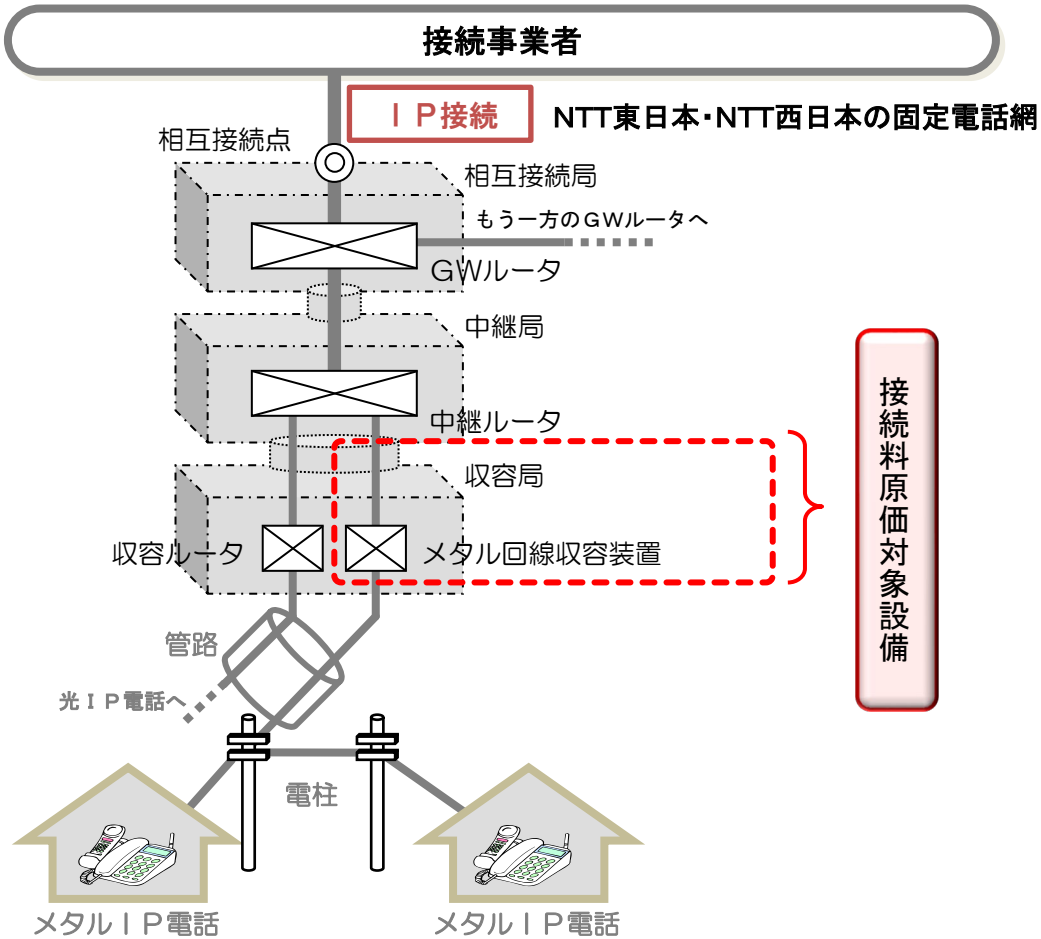

LRICモデルの策定及びその適用の決定

- ◻ LRICモデルの策定・見直し
  接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
- ◻ 接続料算定の在り方の決定
  LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

※　2～3年毎に実施。令和7年1月1日以降からは、第9次IPモデルを適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- ◻ 入力値の見直し
  毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ（回線数、設備単価、耐用年数等）を最新の値に見直し。
- ◻ 接続約款の変更
  上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。

＜参考　令和6年度の認可接続料＞
加入電話・メタルIP電話接続機能：　9.11円／3分

※　毎年度実施。

第9次IP-LRICモデルにより算定した接続料等の改定額及び接続料原価

●接続料等の改定額

区分	単位	令和7年度	令和6年度
① メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.0274529円	0.024394円
② 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.0223891円	0.019520円

●算定根拠

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	23,588	24,932	▲5.4%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	19,237	19,950	▲3.6%

算定根拠（IP－LRICモデルに入力する通信量）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、その上で各通信形態別のトラヒックがIP網移行前後で変更となることを踏まえ、IP網移行後の通信量実績の比率で配賦したものをサービス別トラヒックとする。

「令和6年度下期＋令和7年度上期」予測通信量 ＝ 「令和5年度下期＋令和6年度上期」実績通信量×（1＋対前年同期予測増減率※）

※ 対前年同期予測増減率は、①令和6年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和6年11月～令和7年9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和6年4月～10月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和5年10月及び令和5年11月～令和6年9月の構成比を用いて加重平均したもの。さらにIP網移行後の通信量実績（令和6年2月～10月）における東西別、回数・時間別、通話形態別の区分で配賦する際の比率やIP網移行によりNTT網を経由しなくなるサービス呼の加算（令和6年11月相当の予測通信量を、同年10月の実績値及び同年12月の予測値から算定）も加味する。

＜ZA内・ZA間・IP接続（サービス呼以外）＞

（単位：百万回、百万時間）

		「R6下＋R7上」予測通信量			「R5下＋R6上」実績通信量			対前年増減率		
			東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本
ZA内	回数	1703	794	908	1,720	814	906	▲0.9%	▲2.5%	▲0%
	時間	42	21	21	42	21	21	▲0%	▲0%	▲0%
ZA間	回数	426	212	214	444	217	227	▲4.1%	▲2.3%	▲5.8%
	時間	9	5	4	10	5	5	▲0%	2.5%	▲2.5%
IP接続（サービス呼以外）	回数	4,710	2,376	2,334	5555	2,788	2,767	▲15.2%	▲14.7%	▲15.6%
	時間	145	75	70	181	94	87	▲19.9%	▲20.2%	▲19.5%

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万回、百万時間）

		令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	回数	8,541	10,201	▲16.3%
	時間	239	284	▲15.8%
一般中継系ルータ接続伝送機能/一般中継系ルータ接続伝送部	時間	239	284	▲15.8%

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針（平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定）

スタックテストの実施

サービスごとに、利用者料金収入とそのサービス提供に用いられる機能の接続料総額(※1)を比較

※1　他社接続料も算入。
収容率は接続料算定に用いられる予測収容率。

両者の差分が**20%未満**

両者の差分が**20%以上**(※2)

※2　フレッツ光ネクストファミリータイプ等のサービスメニューごとの比較については、利用者料金が接続料を上回ること

スタックテスト不適合

問題なし

不当競争性あり

不当な競争を引き起こさないことを示す論拠の提出

（例）
・対象サービスに競合する事業者が存在しない
・早期に事態の改善が見込まれる
・対象サービスの需要が減退し小さくなっているとともに十分代替的な機能が別に存在する　等

接続料又は利用者料金の変更
（接続料の変更はコストの範囲内）

スタックテストの結果①（サービスごとの検証）

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本において令和５年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		5,069億円	2,403億円	2,666億円 (52.6%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,093億円	207億円	886億円 (81.1%)	○
	移動体着除く	876億円	109億円	767億円 (87.6%)	○
ひかり電話ネクスト		20億円	9億円	11億円 (55.0%)	○
ビジネスイーサワイド		412億円	305億円	107億円 (26.0%)	○

NTT西日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		3,798億円	2,006億円	1,792億円 (47.2%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,014億円	179億円	835億円 (82.3%)	○
	移動体着除く	798億円	94億円	704億円 (88.2%)	○
ひかり電話ネクスト		8億円	4億円	4億円 (50.0%)	○
ビジネスイーサワイド		440億円	319億円	121億円 (27.5%)	○

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②（サービスメニューごとの検証）

赤枠内委員限り

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①－②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	プライオ					○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

NTT西日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①－②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

※１　利用者料金は令和６年３月31日時点（総務省要請を受け割引を考慮した後の額）
※２　フレッツ光ネクストについては、複数年将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も各機能の適用期間と合わせた複数年平均を用いて接続料相当額を算定。

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

加入光ファイバの未利用芯線について

○　加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し**、かつ、（総務省において）**認可申請時においてできる限り一般公表する**こととされている。

○　これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとすることが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、ＮＴＴ東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1　ＮＴＴ東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。
※2　令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書（令和2年9月）

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1．加入光ファイバの未利用芯線

（3）考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

○　これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和６年10月末における芯線使用率について調査を実施**。

○　**地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査**。**架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査**。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

○　ＮＴＴ東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して３ビル、架空光ケーブルに関して３箇所**の調査を実施。

ＮＴＴ東日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
新宿ビル（東京都）	新宿ビル（東京県）	八戸三沢ビル（青森県）

■調査実施時期

平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
新宿ビル（東京都）	山形ビル（山形県）	角館ビル（秋田県）

■調査実施時期

平成30年10月（第１回）、令和元年12月（第２回）、
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）

ＮＴＴ西日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
名古屋栄ビル（愛知県）	大阪日本橋ビル（大阪府）	金沢松任ビル（石川県）

■調査実施時期

平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
大阪日本橋ビル（大阪府）	岡山今村ビル（岡山県）	指宿ビル（鹿児島県）

■調査実施時期

平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年４月【それ以外】（第１回）、
令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、
令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、
令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）

個別事情の調査・分析について

○ **「最小限投資合理性」の考え方等を踏まえ**、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル

② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル

③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ 下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

（架空光ケーブルの場合）

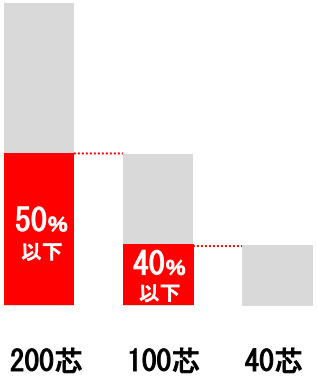

（地下光ケーブルの場合）

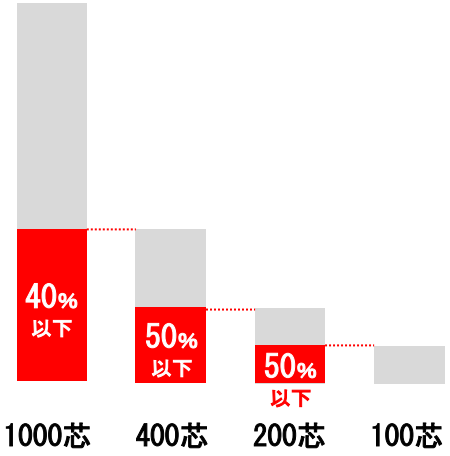

■ 経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和５年10月に採用していた耐用年数を用いる。

※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年（平成13年度以前）
地下光ケーブル	30年（平成５年度以前）

（参考）接続料の算定に関する研究会　第三次報告書

第６章　加入光ファイバとの接続　２．加入光ファイバの未利用芯線　（２）考え方

イ　令和２年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。**

そのため、令和２年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、（将来原価方式が採用される場合には）この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※　合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

架空光ケーブルに関する調査結果（1/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1：新宿ビル（東京都）

（調査対象ルート）

◎　き線点

■　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）200芯ケーブル（　　年敷設）

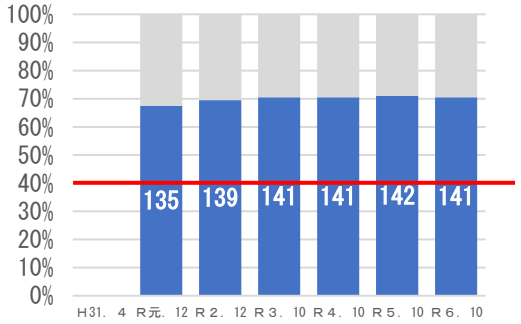

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

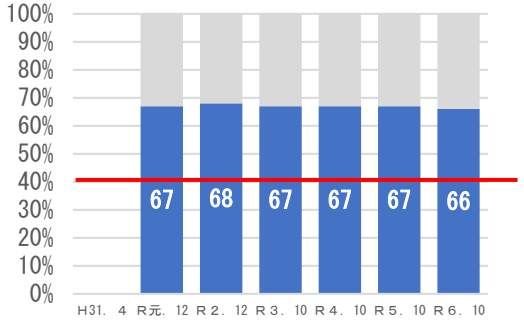

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

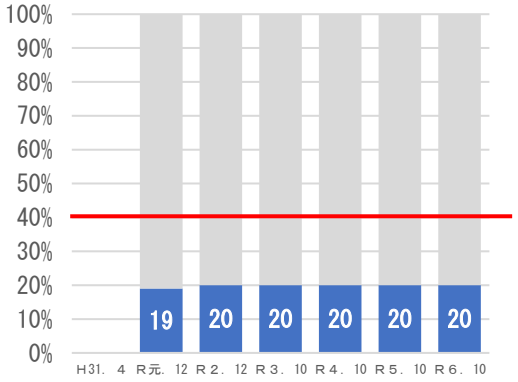

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

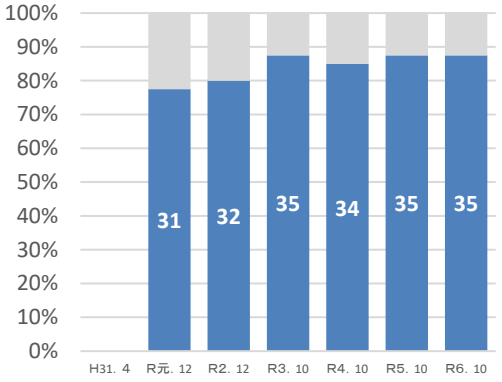

架空光ケーブルに関する調査結果（2/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2：新宿ビル（東京都）

◎　き線点　　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

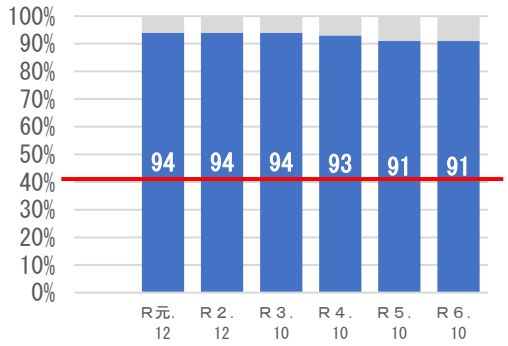

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

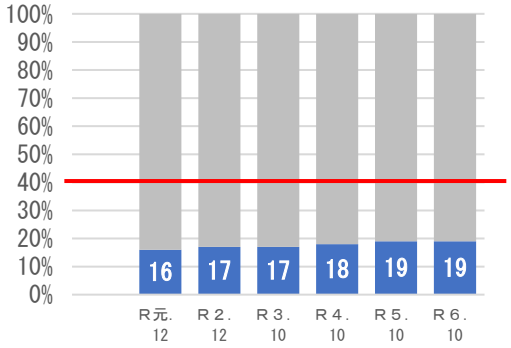

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

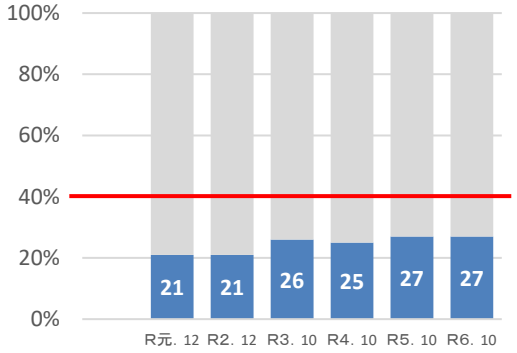

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

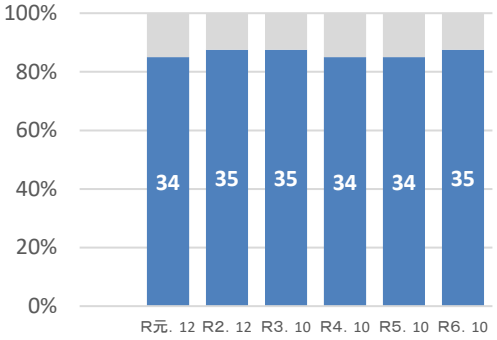

（５）40芯ケーブル（　　年敷設）

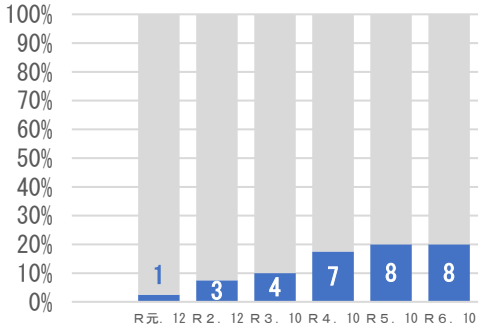

架空光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内委員限り

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

◎　き線点　　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

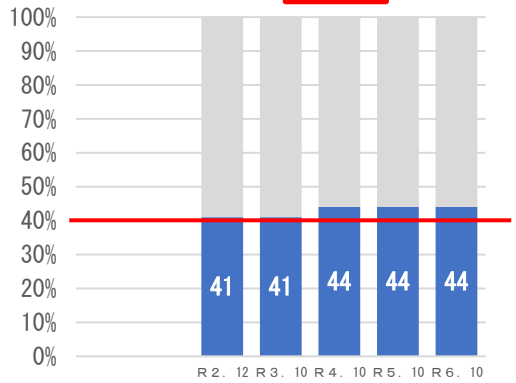

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

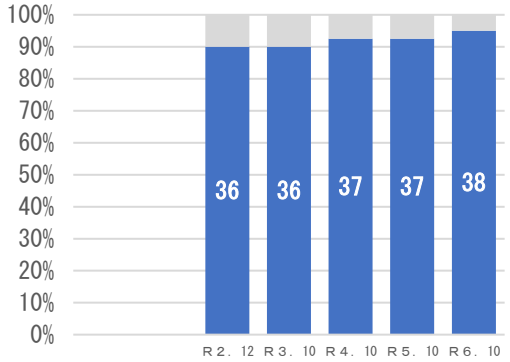

西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

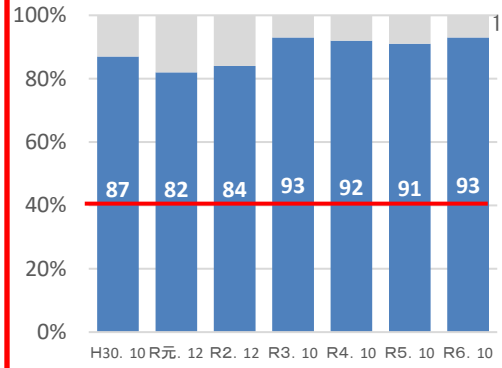

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

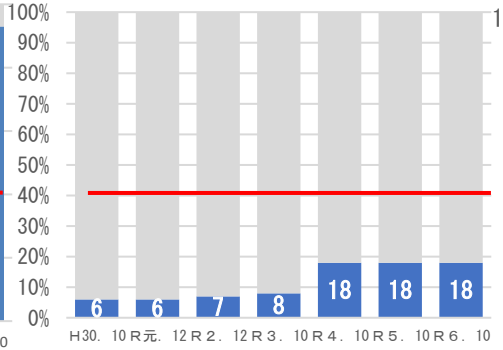

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

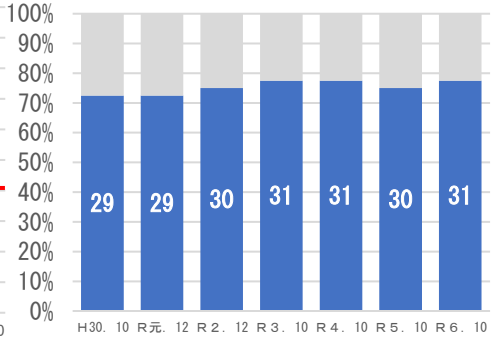

架空光ケーブルに関する調査結果（4/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2：大阪日本橋ビル（大阪府）

◎　き線点　　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

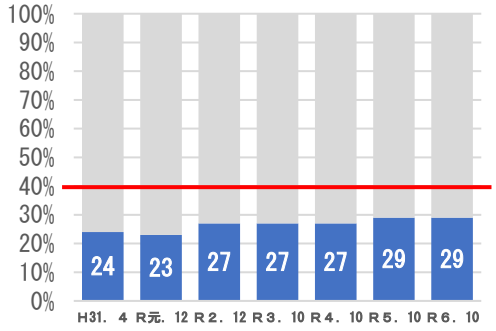

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

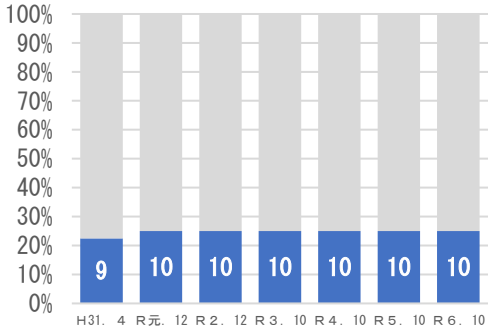

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

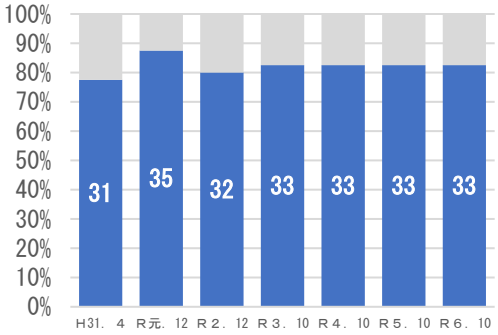

西日本ルート3：金沢松任ビル（石川県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

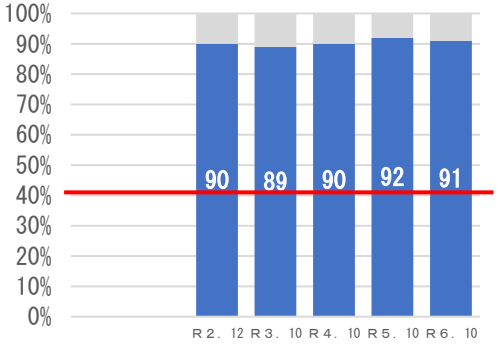

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

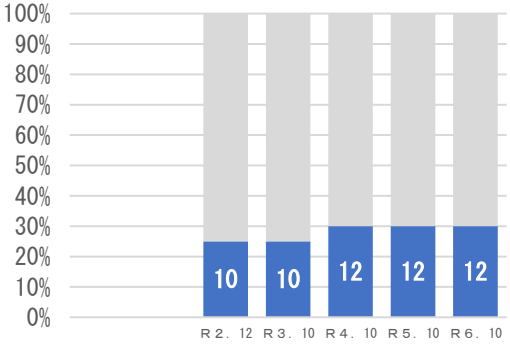

地下光ケーブルに関する調査結果（1/4）

東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（2/4）

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

○　個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
○　②として、１方面（200芯ケーブル（平成11年敷設））において、ISDNの廃止によりに伴い芯線使用率が減少しているものがある。
○　③として、１方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成の一時的な影響により、芯線使用率が低下していたが、接続事業者のエリア拡大等に伴って上昇しているものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（3/4）

西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
・　３方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。
・　１方面（100芯ケーブル（平成13年敷設））において、大手企業の需要増により
　　１方面（100芯ケーブル（平成31年敷設））において、大手企業のデータセンタ需要にそれぞれ起因して、芯線使用率が上昇しているものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（4/4）

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

○　個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
○　②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）に該当するケーブルとして、F方面（1000芯ケーブル（平成24年敷設））において、工事利用のため確保していた芯線が工事完了後芯線使用率が低下。
○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る１方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

光配線区画の見直し等

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）において、**ＮＴＴ東日本・西日本による既存の光配線区画**（加入光ファイバにおいて、主端末回線１芯線を共用することのできる地理的範囲）**の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年の**光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**（平成27年９月18日付け総基料第176号）。

■　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年９月14日情報通信審議会答申）

第３章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方　３．３．光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

ＮＴＴ東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、ＮＴＴ東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「８収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、ＮＴＴ東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

また、ＮＴＴ東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やＮＴＴ東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

■　既存の光配線区画の見直し等に関するＮＴＴ東日本・西日本の取組（ＮＴＴ東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- 既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- 加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（ＮＴＴ西日本のみ）。
- 今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の状況（ＮＴＴ東日本）

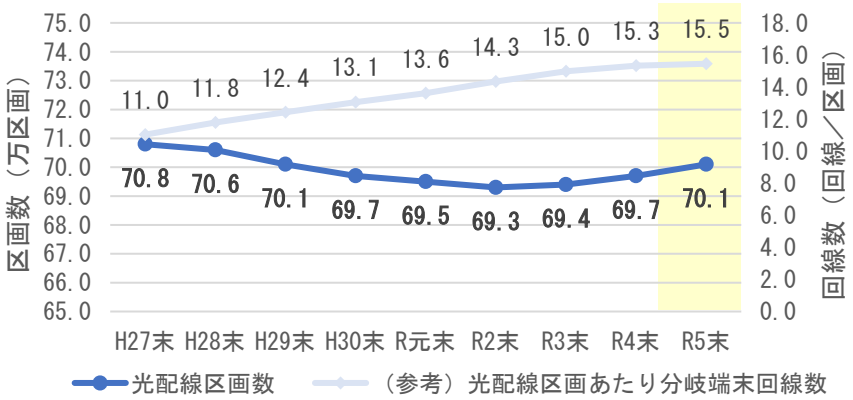

光配線区画の状況（ＮＴＴ西日本）

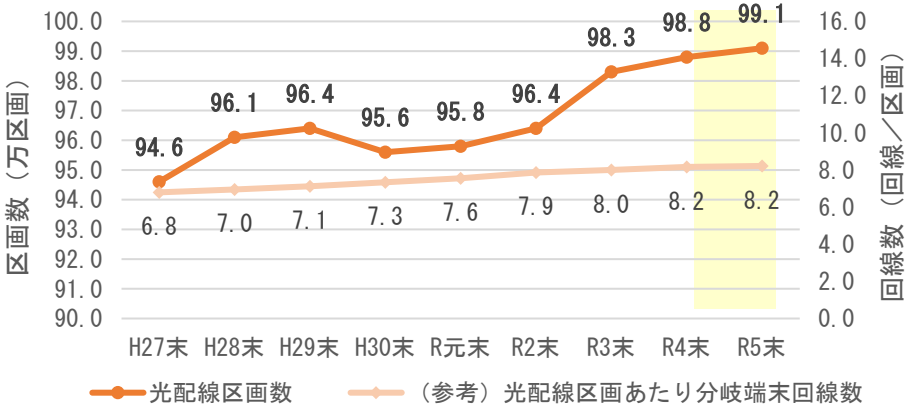

（参考資料）

接続約款変更の認可に至る流れ

○　第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第４項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。

○　審議会（※１）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を２回実施**（※２）（２回目の意見募集では、１回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を２回実施することにより、ＮＴＴ東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、１回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。

※１：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。

※２：接続に関する議事手続規則（平成20年９月30日電気通信事業部会決定第６号）による。

○　意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、ＮＴＴ東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

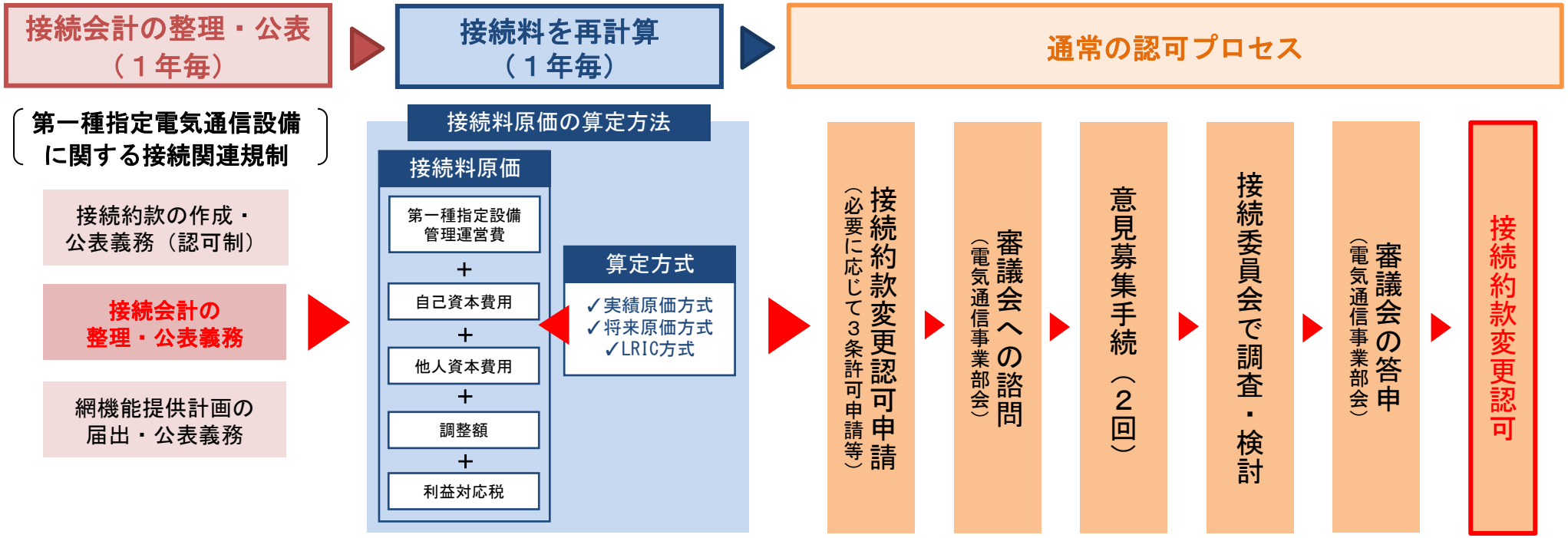

電気通信事業分野における接続

○　電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

■　携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Ａは、事業者Ｂの携帯電話網の接続料を支払う。

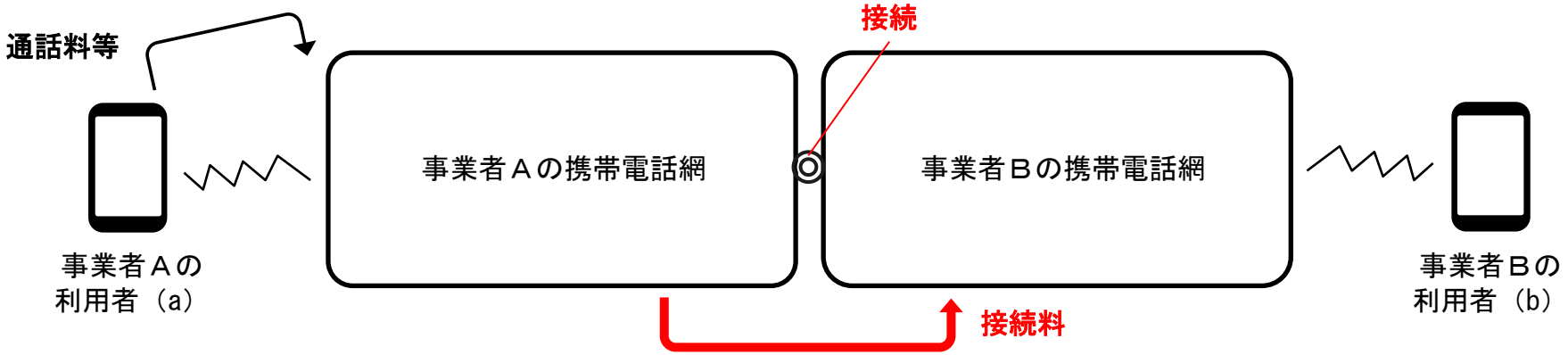

■　固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Ｘは、事業者Ｙの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。

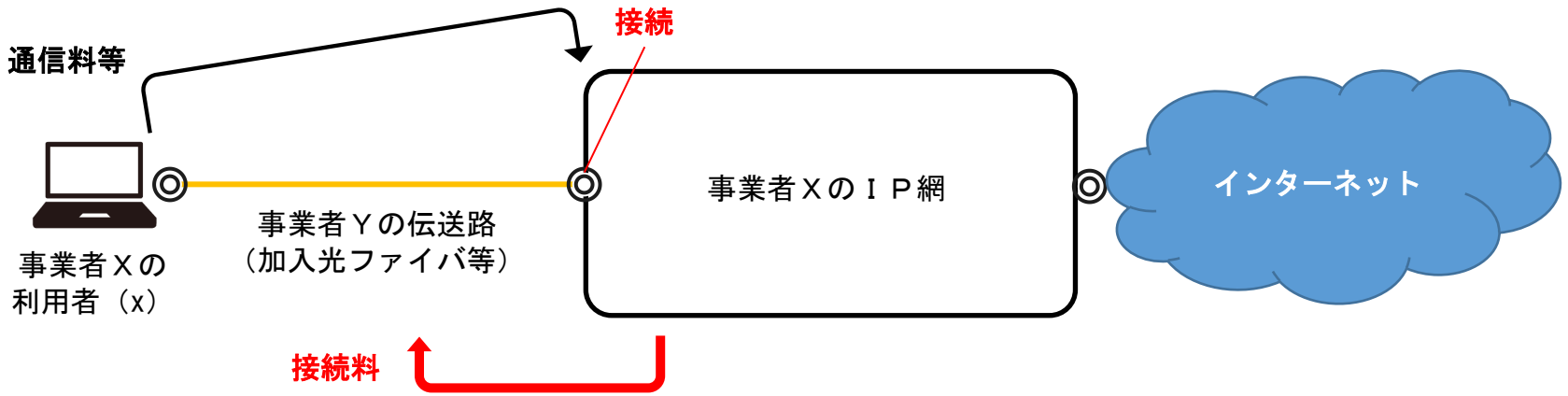

指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備（光ファイバ等）を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気通信設備制度）等を課している。

固定系（第一種指定電気通信設備制度）

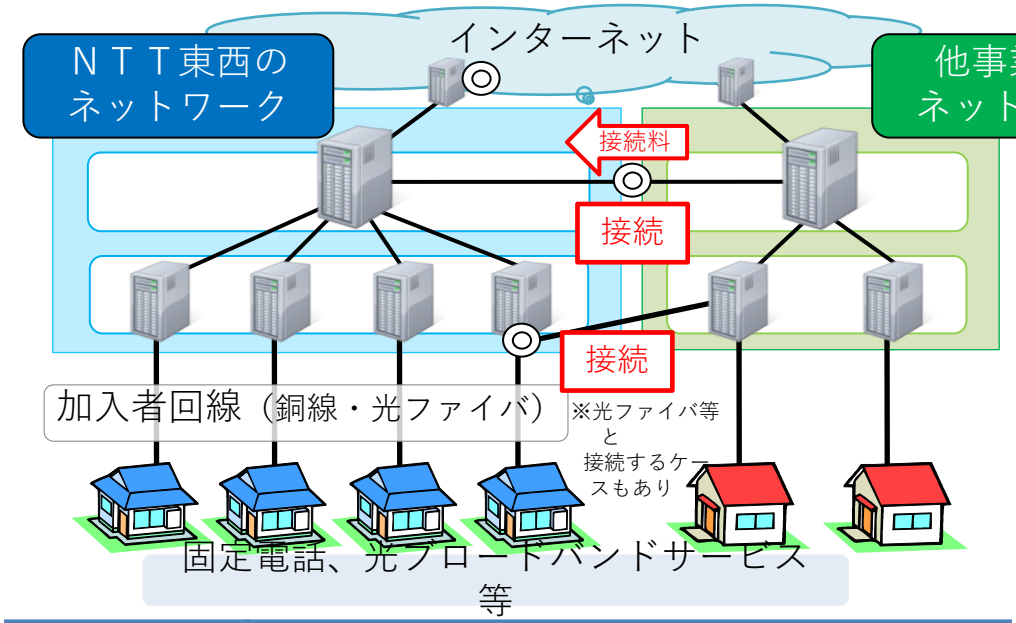

指定要件	業務区域ごとの５０％超の加入者回線シェア ⇒ ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務

移動系（第二種指定電気通信設備制度）

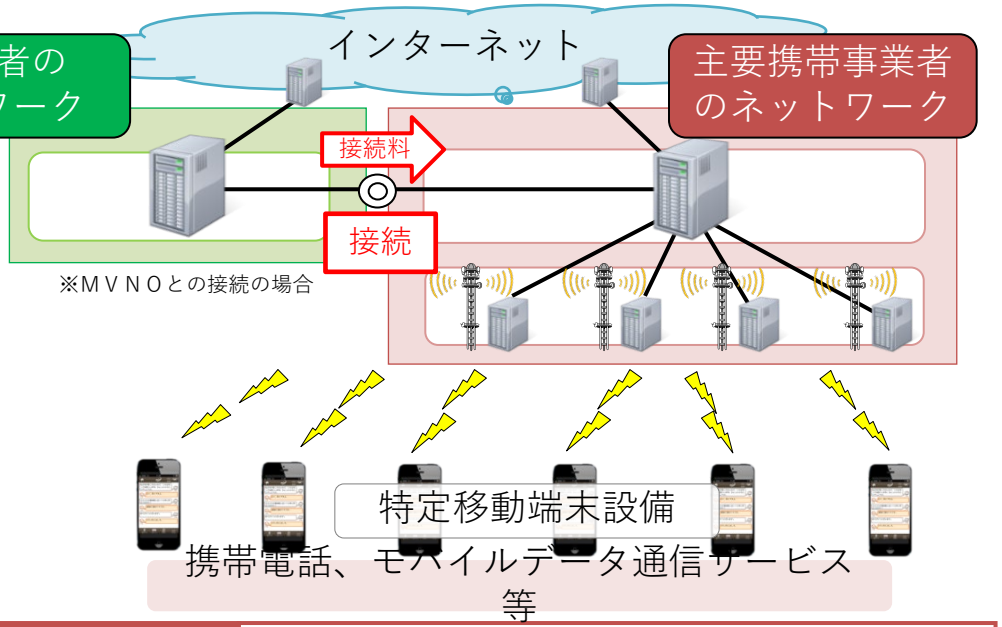

指定要件	業務区域ごとの１０％超の端末シェア ⇒ ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）※の届出制 接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

○ 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。

○ 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件：業務区域において**50％超のシェアを占める加入者回線**を有すること［第33条第1項］

対象設備：加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備　［同上］

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定（平成9年・13年）

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務（認可制）

接続料、接続条件（接続箇所における技術的条件等）**について接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。［第33条第2項］

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。［第33条第13項］

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。［第36条］

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則　［第33条第9項］

【接続約款の認可の要件［第33条第4項］**】**

- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件**等**が適正・明確に定められている**こと。
- **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令（第一種指定電気通信設備接続料規則）で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当**なものであること。**（総括原価方式による算定）**

「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入**（接続料×通信量等（需要））**が、**当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。
［第一種指定電気通信設備接続料規則第14条］

- **接続条件が**、第一種指定設備に**自己の**電気通信設備を接続することとした**場合の条件に比して不利なものでない**こと。
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

○　**第一種指定電気通信設備制度においては**、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等について、**総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。

○　**法定機能は**、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、**他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

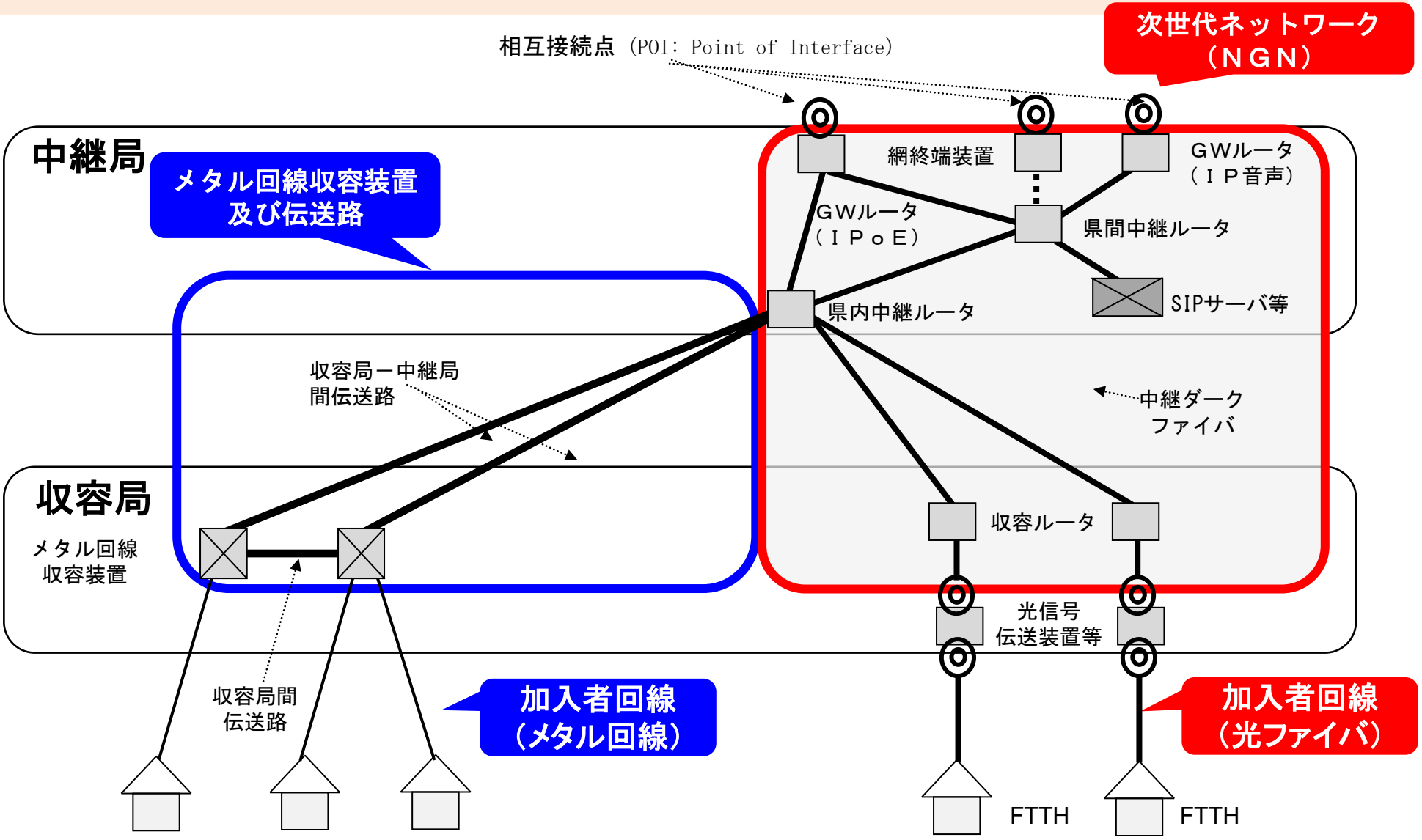

接続料算定の原則と対象機能

接続料の認可基準
（電気通信事業法
第33条4項2号）

■接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式（LRIC）		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用	・電話網（メタル回線収容装置、中継系伝送路設備）
実際費用方式	**将来原価方式**	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線（光ファイバ） ・NGN
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線（ドライカッパ、ラインシェアリング） ・中継光ファイバ回線 ・専用線、・公衆電話 ・IP関連装置

接続料算定の原則
（接続料規則第14条第1項）

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入（接続料×通信量等）が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

→ **接続料** × **通信量等** ＝ **接続料原価**

接続料 ＝ **接続料原価**（接続料規則第8条第1項） ／ **通信量等（需要）**（接続料規則第14条第2項）

＝ （**第一種指定設備管理運営費**（設備コスト） ＋ **他人資本費用** ＋ **自己資本費用** ＋ **利益対応税**（適正報酬額）） ＋ **調整額** ／ **法定機能ごとの通信量等の直近の実績値**（※）（将来原価方式の場合：将来の合理的な通信量等の予測値）

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。（接続料規則第14条第3項）

（参考）IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

○ NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN（公衆交換電話網）からIP網への移行を予定。
○ IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル（東京、大阪の2箇所）における発着二者間の直接接続（双方向接続）となる。
○ この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

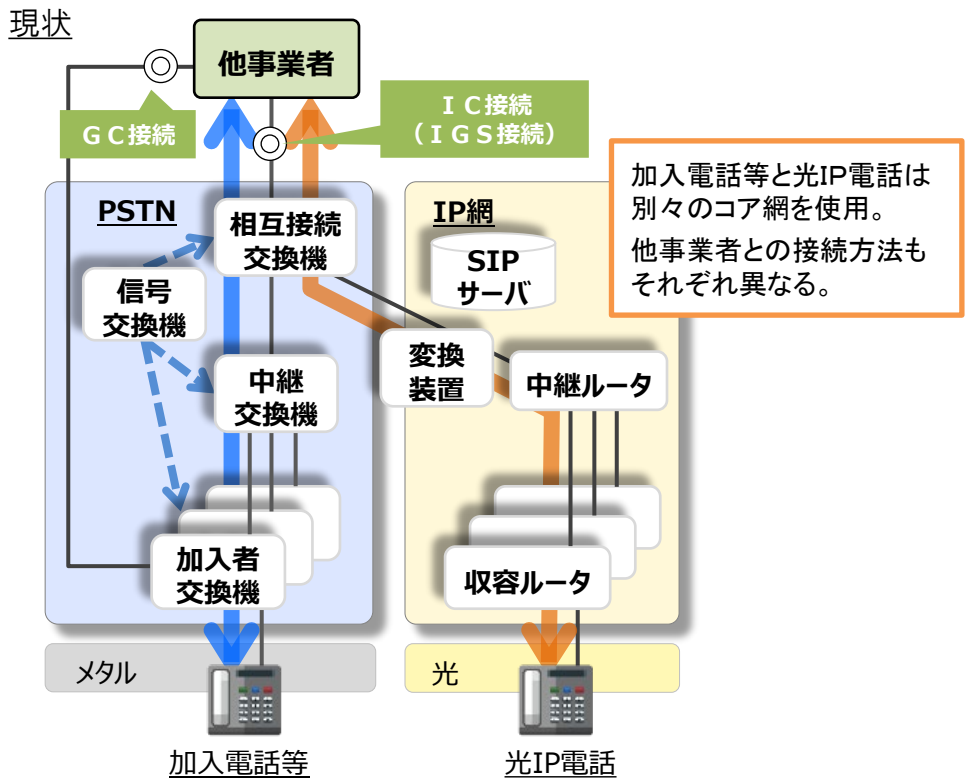

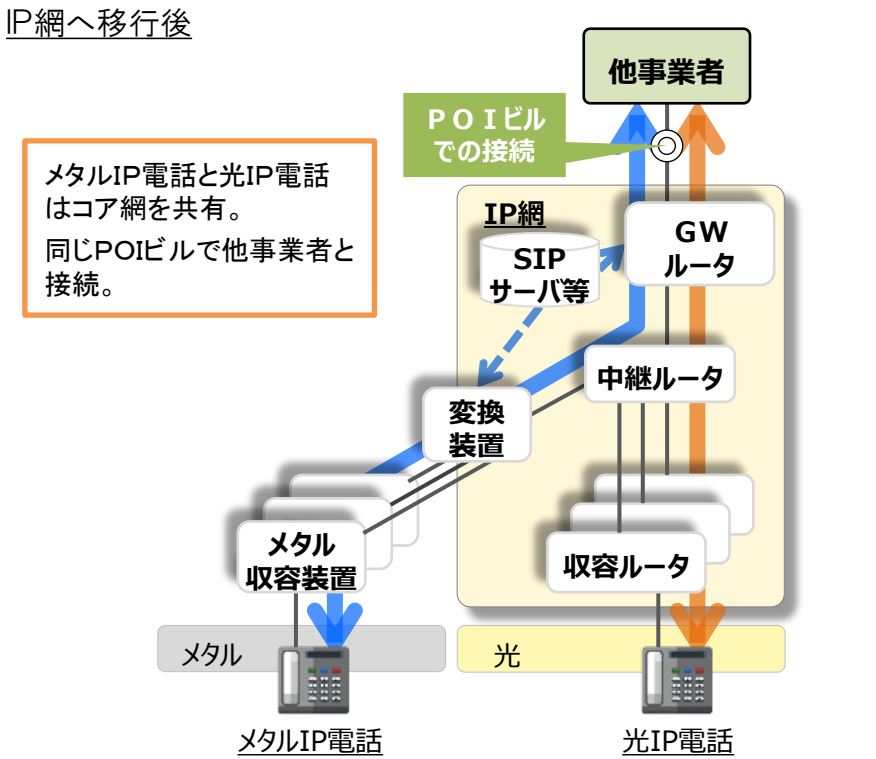

出典： NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続（300か所以上） IC接続（約100か所）	IGS接続 （IC接続の附随機能）

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 （東京、大阪の2か所）	

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○　ＮＧＮにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。

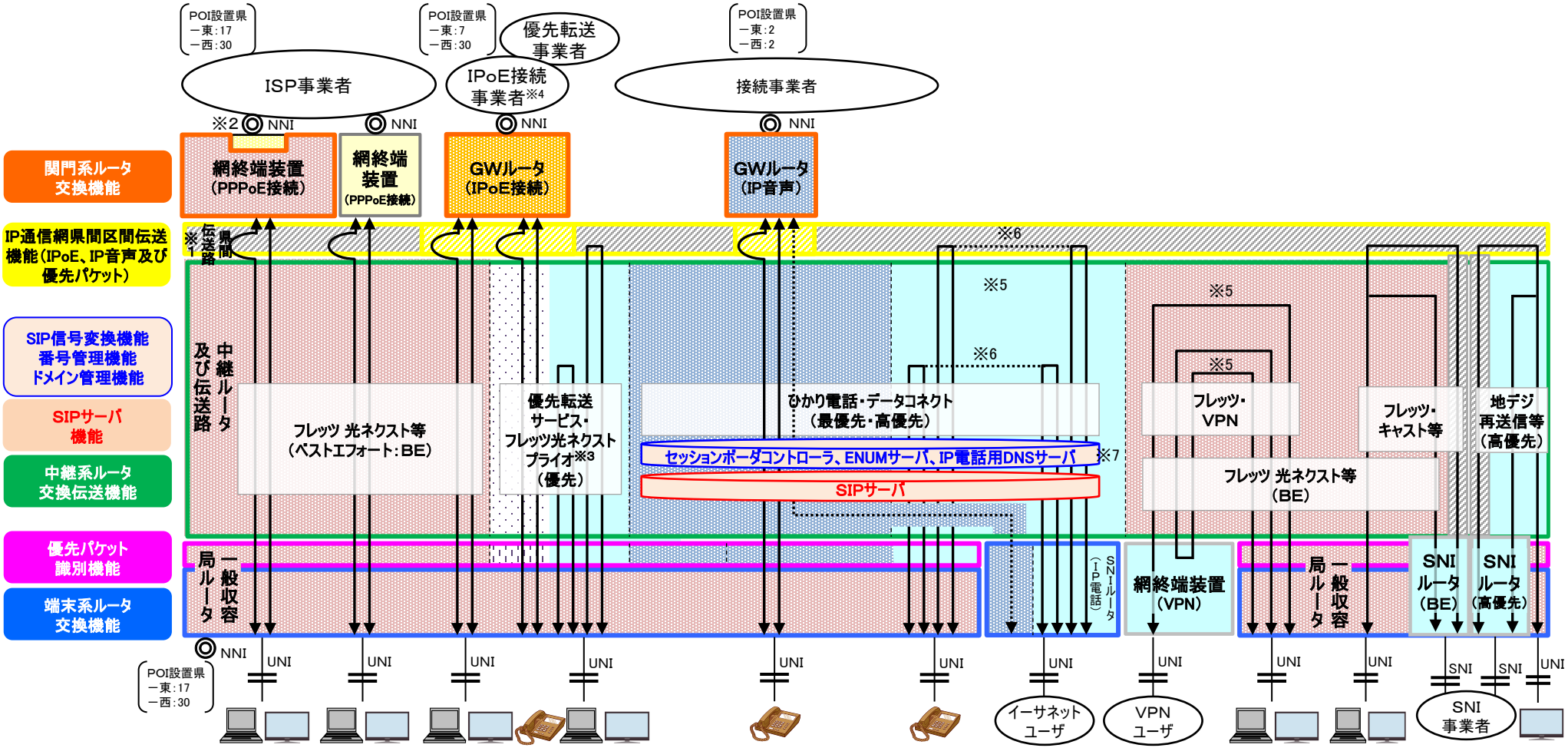

※1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
※4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
※5 県間伝送路を疎通する場合もあり
※6 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり
※7 トラヒック種類によっては使用しない場合もあり
※8 県内通信の場合は利用しない

- :収容局接続
- :優先パケット識別機能（優先クラス）
- :関門系ルータ交換機能（IPoE接続）
- :県間通信用設備（非指定）※8
- :県間中継系ルータ交換伝送機能（IPoE接続、IP音声接続、優先クラス）※8
- :光IP電話接続
- :中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）
- :網改造料として回収
- :第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

（参考）固定電話網のIP網への移行工程

① ひかり電話のＩＰ相互接続は2021年１月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年５月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
② 加入電話着は2022年度（2022年6月）から接続ルート切替を開始。
③ 加入電話発は2023年度（2024年1月）から接続ルート切替を開始予定。
（2023年度（2024年１月）にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定（契約の移行は伴わない）。）
④ 2024年度（2025年１月）にＩＰ網への接続ルート切替が完了する予定。

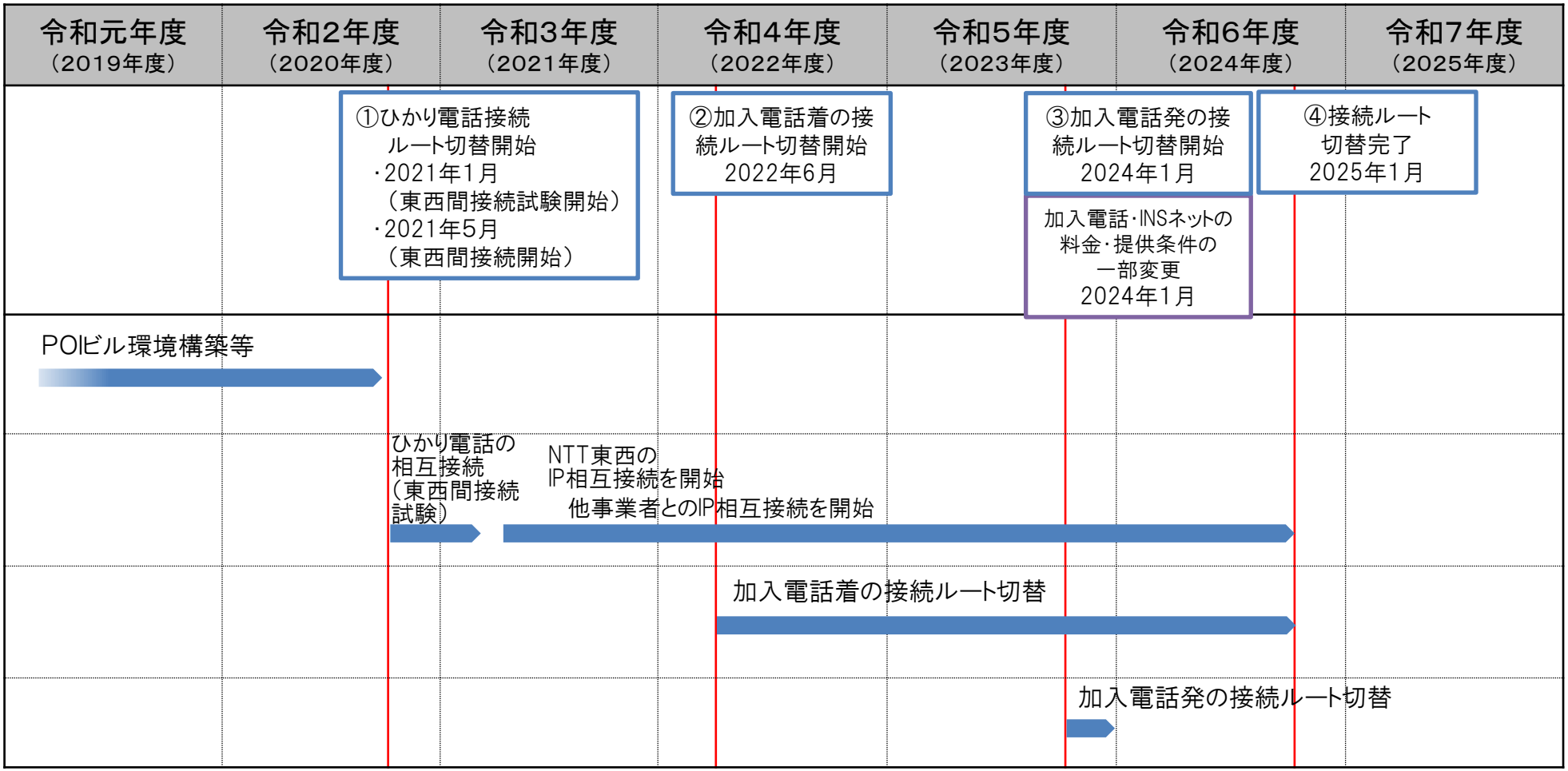

出典： NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

（参考）単県POIの設置状況

○　ＩＰｏＥ接続においては、
- **全国集約ＰＯＩ**：全国（ＮＴＴ東日本では東日本全域、ＮＴＴ西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **ブロックＰＯＩ**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **単県ＰＯＩ**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする

の３種類のＰＯＩがあり、ＩＰｏＥ接続を利用する接続事業者（ＶＮＥ事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するＰＯＩを選択可能。

○　単県ＰＯＩではＮＧＮの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**ＩＰｏＥ接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約ＰＯＩ、ブロックＰＯＩ、単県ＰＯＩを組み合わせて全ての県域と接続する必要**がある（**ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行おうとする場合、全県域の単県ＰＯＩで接続を行う必要**がある。）。

○　なお、**令和７年１月現在においては、ＮＴＴ西日本において全県域に単県ＰＯＩが設置**されているものの、**ＮＴＴ東日本においては単県ＰＯＩが設置されていない県域が存在し**、ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行っているＶＮＥ事業者は存在しない。

■ＰＯＩ増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
（平成29年９月８日付け総基料第162号）

２　接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

■単県ＰＯＩの設置状況

※　本申請のあった令和７年１月17日現在。
※　冗長性の確保のため、各ＰＯＩにおいては２箇所にルータを設置。

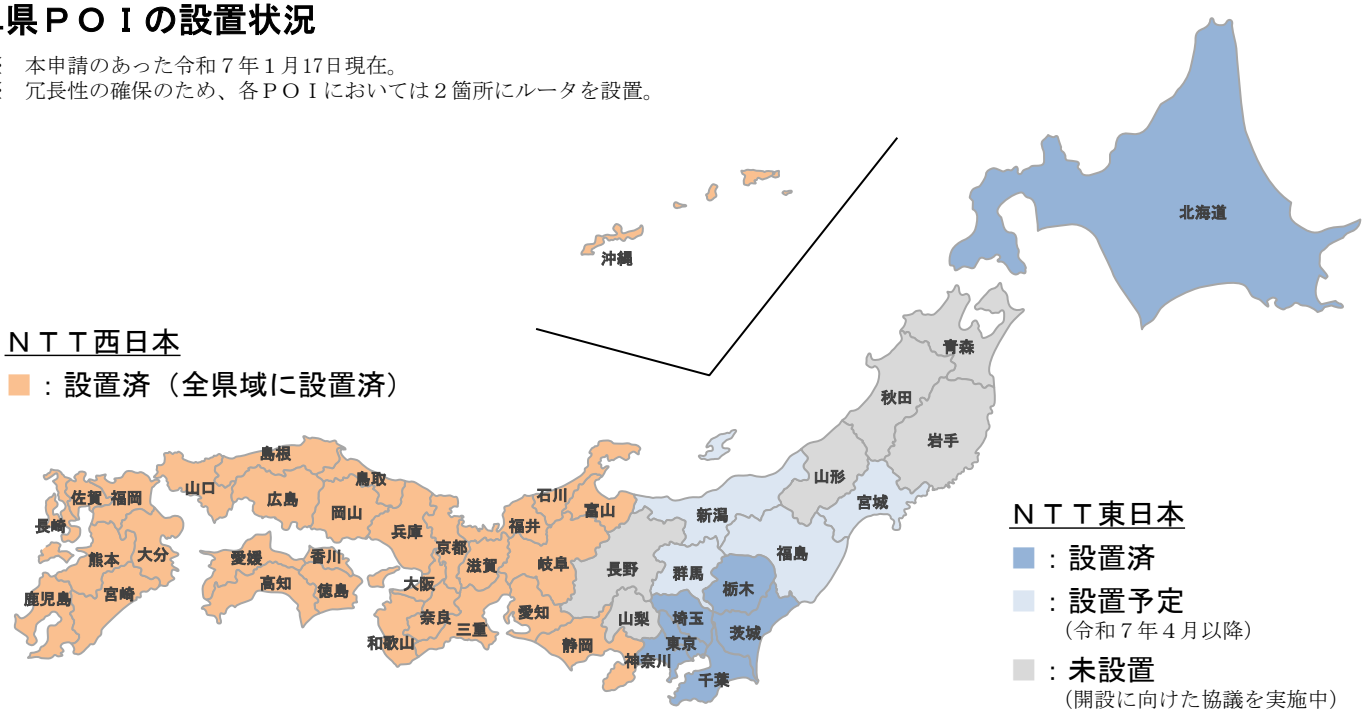

法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分			機能の概要
法定機能の区分（第一種指定電気通信設備接続料規則第４条）		通称	
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500（キャリアズレート）	ＩＳＤＮ加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	ＯＬＴ等	ＯＬＴ及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	ＮＧＮの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能（一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く）
	7. 一般収容ルータ優先パケット識別機能	ＮＧＮの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線収容機能	メタル収容装置	メタル回線収容装置及びＰＳＴＮのメディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. ワイヤレス固定電話交換機能※2	ワイヤレス固定電話用収容ルータ	ワイヤレス固定電話用収容ルータにより通信の交換を行う機能
10. 光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
11. 光信号分離機能		局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
12. 関門系ルータ交換機能		ＮＧＮの網終端装置、ＧＷルータ	関門系ルータ（網終端装置、ＧＷルータ）により通信の交換を行う機能
中継伝送機能	13. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	14. 特別光信号中継伝送機能	ＷＤＭを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて１波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	15. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタルＩＰ電話に係るＮＧＮの中継伝送路	メディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	16. 一般中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	17. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
18. イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
19. 通信路設定伝送機能		専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
20. SIPサーバ機能		ＮＧＮのＳＩＰサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
21. SIP信号変換機能		ＮＧＮのセッションボーダコントローラ	ＳＩＰサーバと連携して、事業者の網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能
22. 番号管理機能		ＮＧＮのＥＮＵＭサーバ	ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能
23. ドメイン名管理機能		ＮＧＮのＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能
24. ワイヤレス固定電話用制御等機能※2		ワイヤレス固定電話用制御等設備	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
25. 番号案内機能		番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能
26. 公衆電話機能		公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能
27. 端末間伝送等機能		専用線（キャリアズレート）	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
28. クロック提供機能		クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能

＊接続料の算定方式

:実績原価方式　:将来原価方式（加入光ファイバ）　:将来原価方式（NGN）　:長期増分費用（LRIC）方式　:キャリアズレート※1　:その他

※1 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

※2 令和7年1月1日から令和10年3月31日までの間、ワイヤレス固定電話をメタルIP電話と仮定して接続料原価を算定しているため、上記表中のうち、ワイヤレス固定電話のみに係る2つの機能については、接続料の算定方法を定めていない。

報酬の算定方法

○　報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の**機能の提供に用いられる資産の資本調達コスト**と位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

＝

他人資本費用（第11条）＝ **レートベース**（設備毎の正味固定資産価額から算定）× **他人資本比率**（全社の資本構成比率から算定）× **他人資本利子率**

＋

自己資本費用（第12条）＝ **レートベース** × **自己資本比率** × **自己資本利益率**

＋

利益対応税（第13条）＝ **レートベース** × (**自己資本比率** × **自己資本利益率** ＋ **有利子負債以外の負債比率** × **有利子負債以外の負債の利子相当率**) × **利益対応税率**（法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

期待自己資本利益率の過去３年間の平均値又は**主要企業の過去５年間の平均自己資本利益率**のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率（「ＣＡＰＭ的手法」により算定）

＝ **1−β** × **リスクの低い金融商品の平均金利**（国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は０） ＋ **β** × **他産業における主要企業の平均自己資本利益率**

■　ＣＡＰＭ的手法

○　資本試算評価モデル（ＣＡＰＭ：Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。

○　接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

○　ＣＡＰＭの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率（右図のr_E）は、市場自己資本利益率（右図のr_m）とリスクフリーレート（右図のr_f）をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）

○　βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。

※　第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成９年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にＣＡＰＭ的手法が導入された。

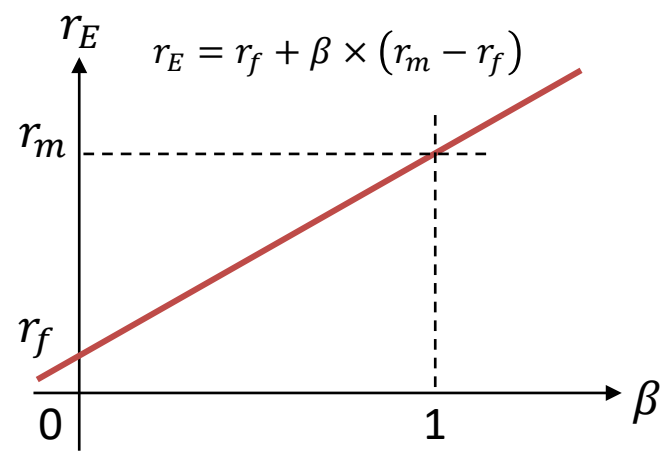

調整額の概要

○　調整額は、**過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる**仕組み（※１）。

○　その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

調整額　＝　前々算定期間における費用　－　前々算定期間における接続料収入（＝ 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要）　＋　前々算定期間接続料に算入した調整額

○　第１号将来原価方式・ＬＲＩＣ方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。

※１　コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年３月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第１号将来原価方式における特例許可による調整額）

・　第１号将来原価方式（接続料規則第８条第２項第１号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるＮＴＴ東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の２第１項において、第１号将来原価方式の調整額は０と規定）。

・　加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間３～４年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるＮＴＴ東日本・西日本のみに負担させることは適当ではないことから、ＮＴＴ東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第３条ただし書きの規定による許可）。

■ ＩＰ網への移行後のＮＧＮ県内接続料における調整額の扱い（第２号長期将来原価方式における接続料規則の規定に基づく調整額）

・　固定電話網のＩＰ網への移行後におけるＮＧＮの接続料については、収容局ルータ及びSIPサーバについて大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため、第２号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第１号将来原価方式又はＬＲＩＣ方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。

調整額の反映のイメージ

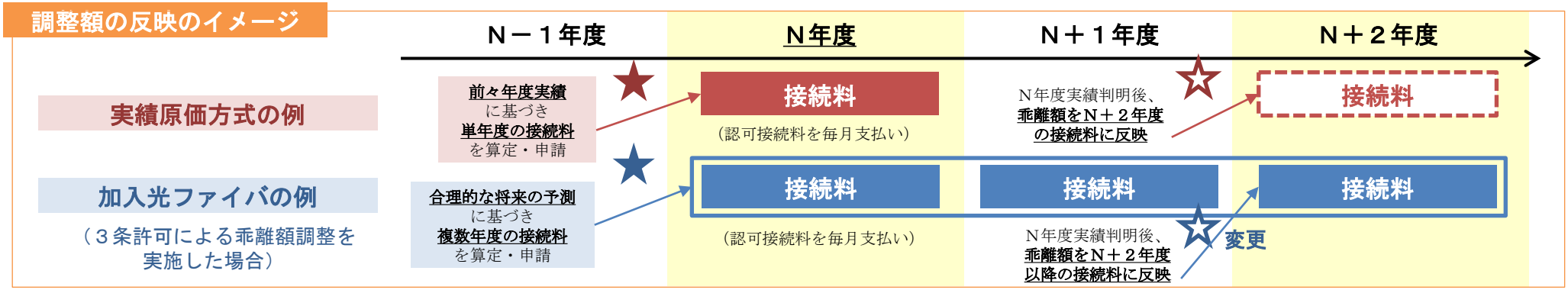

「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

○　スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る**接続料の水準の妥当性を検証**するため平成11年から開始。

○　具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年３月30日）を踏まえ、総務省は、**平成19年７月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表**し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第４項）。

○　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）を踏まえ、**平成30年２月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」**（令和４年11月に「**固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針**」に名称を変更）**を策定・公表**し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第４項を削り、規則第14条の２を新設）。

- 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

１　電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
２　電気通信事業法第33条第２項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

① フレッツ光ネクスト
② ひかり電話
③ ひかり電話ネクスト
④ ビジネスイーサワイド

⑤　その他総務省が決定するサービスメニュー
（第１号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）

（参考）
・令和４年11月改定においてフレッツ・ＡＤＳＬを削除
・令和５年11月改定において加入電話・ＩＳＤＮ基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加

検証方法

①～④：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証

⑤　：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証